

令和3年度補正予算
省エネルギー投資促進支援事業費補助金
【産業ヒートポンプ】

交付申請の手引き

2022年3月

一般財団法人 ヒートポンプ・蓄熱センター(以下「HPTCJ」という。)が取り扱う補助金は、公的な国庫補助金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められます。当然ながら、HPTCJとしても厳正に補助金の執行を行うとともに、虚偽や不正行為に対しては厳正に対処いたします。

本事業の補助金の交付を申請する方、採択されて補助金を受給される方は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。)」及びHPTCJが定める「省エネルギー投資促進支援事業費補助金交付規程(以下「交付規程」という。)」をよくご理解の上、また下記の点についても十分にご認識いただいた上で補助金受給に関する全ての手続きを適正に行っていただきますようお願いいたします。

- ① 補助金に関係する全ての提出書類において、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- ② 偽りその他の不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、HPTCJとして、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。
なお、事業に係る取引先(請負先、委託先以降も含む)に対して、不明瞭な点が確認された場合、補助金の受給者立ち会いのもとに必要な応じ現地調査等を実施します。その際、補助金の受給者から取引先に対して協力をお願いしていただくこととします。
- ③ ②の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取消を行うとともに、受領済の補助金のうち取消対象となった額に加算金(年10.95%の利率)を加えた額をHPTCJに返還していただき、当該金額を国庫に返納します。また、HPTCJから新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表することがあります。
- ④ 補助金に係る不正行為に対しては、補助金適正化法第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。あらかじめ補助金に関するそれら規定を十分に理解した上で本事業の申請手続きを行うこととしてください。
- ⑤ HPTCJから補助金の交付決定を通知する前に、既に発注等を完了させた事業等については、補助金の交付対象とはなりません。
- ⑥ 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合、若しくは補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合の契約(契約金額100万円未満のものを除く)に当たっては、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方とすることは原則できません(補助事業の実施体制が何重であっても同様。)
- ⑦ 補助金で取得、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)を、当該取得財産等の処分制限期間内に処分しようとするときは、事前に処分内容等についてHPTCJの承認を受けなければなりません。また、その際補助金の返還が発生する場合があります。
なお、HPTCJは、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
※ 処分制限期間とは、導入した機器等の法定耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)に定める年数)の期間をいう。(以下同じ)
※ 処分とは、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供することという。
- ⑧ 補助事業に係る資料(申請書類、HPTCJ発行文書、経理に係る帳簿及び全ての証拠書類)は、補助事業の完了(廃止の承認を受けた場合を含む。)の日の属する年度の終了後5年間いつでも閲覧に供せるよう保存してください。
- ⑨ HPTCJは、交付決定後、交付決定した事業者名、補助事業概要等をHPTCJホームページ等で公表することがあります。(個人・個人事業主を除く。)

本書について

本書は、「令和3年度補正予算 省エネルギー投資促進支援事業費補助金」(以下、「本事業」という。)について説明する『交付申請の手引き』です。

本書、公募要領のほか、関連する各手引き(下図「別途公開」参照)が用意されています。
全ての関連する書類等をよくご覧いただいた上で、交付申請を行ってください。

※ 全ての資料は、HPTCJホームページ(<https://hptcj-portal.com>)内、本事業の「公募情報」よりダウンロードできます。

別途公開

令和3年度補正予算 省エネルギー投資促進支援事業費補助金 交付規程

別途公開

令和3年度補正予算 省エネルギー投資促進支援事業費補助金【産業ヒートポンプ】公募要領

本書

令和3年度補正予算 省エネルギー投資促進支援事業費補助金【産業ヒートポンプ】
交付申請の手引き

別途公開

令和3年度補正予算 省エネルギー投資促進支援事業費補助金【産業ヒートポンプ】
jGrants操作マニュアル ～交付申請～

設備区分別申請先

本事業は、**設備区分によって申請先が異なります**。補助事業についてのお問い合わせや、申請書の提出の際は、お間違いのないようご注意ください。

設備区分名		申請先
産業ヒートポンプ		一般財団法人 ヒートポンプ・蓄熱センター TEL：03-6661-1421 <受付時間：10：00～11：30、12：30～17：00 (土曜、日曜、祝日、8/16を除く) > ホームページ： https://hptcj-portal.com
高効率空調	調光制御設備	一般社団法人 環境共創イニシアチブ 省エネルギー投資促進支援事業費補助金 お問い合わせ窓口 TEL：0570-075-900 (ナビダイヤル) TEL：042-204-1081 (IP電話からのご連絡) 受付時間：10:00～12:00、13:00～17:00(土曜、日曜、祝日を除く)
業務用給湯器	工作機械	
高性能ボイラ	プラスチック加工機械	
低炭素工業炉	プレス機械	
変圧器	印刷機械	
冷凍冷蔵設備	ダイカストマシン	
産業用モータ		
高効率コージェネレーション		一般社団法人 都市ガス振興センター 事業部 省エネルギー支援事業グループ TEL：03-6435-7693 受付時間：9:00～12:00、13:00～17:00 (土・日曜、祝日、5/1、12/29～1/4を除く)

■ 更新履歴

No.	版番	更新日	更新ページ	更新内容
1	1.0	2022/3/14	-	新規作成

第1章	申請する前に	
1-1	交付申請の流れ	 P.5
1-2	公募要領を確認	 P.7
1-3	補助対象設備について	 P.8
1-4	申請単位について	 P.9
1-5	共同申請について	 P.10
1-6	手続担当について	 P.13
1-7	省エネルギー量計算について	 P.14
第2章	見積の取得と導入設備の選定	
2-1	見積の取得	 P.16
2-2	製品カタログの提出方法	 P.17
2-3	見積の確認、設備の選定	 P.18
第3章	提出書類の入手・作成	
3-1	提出書類の入手・作成	 P.21
3-2	書類作成例	 P.24
その他事項について		
<参考> 着工前写真の撮影 ※交付決定前に設備を撤去する場合		 P.52

■ 本補助金を申請する際の注意事項

1. 交付申請することで補助金の交付が確定するわけではありません。
2. 交付申請後にHPTCJの審査があります。審査の過程で不備や不足が判明した場合、HPTCJからの不備解消依頼にご対応いただく必要があります。スムーズな審査のため、【公募要領】、【交付申請の手引き】、ほか関連する書類をよく読み、不備や不足のない書類を提出していただくようご協力をお願いします。
3. 交付申請にあたってはデジタル庁が提供するシステム「jGrants(Ｊグランツ)」を使用します。
4. 交付申請においては、省エネルギー計算が必要です。
5. 事業者は、交付決定を受けた後に実績報告書を提出し、事業完了した後に成果報告書を提出する必要があります。また、更新後に補助対象設備の使用エネルギー量を実測するため、設備によっては別途計測器等が必要となる場合もあります。予めご了承ください。



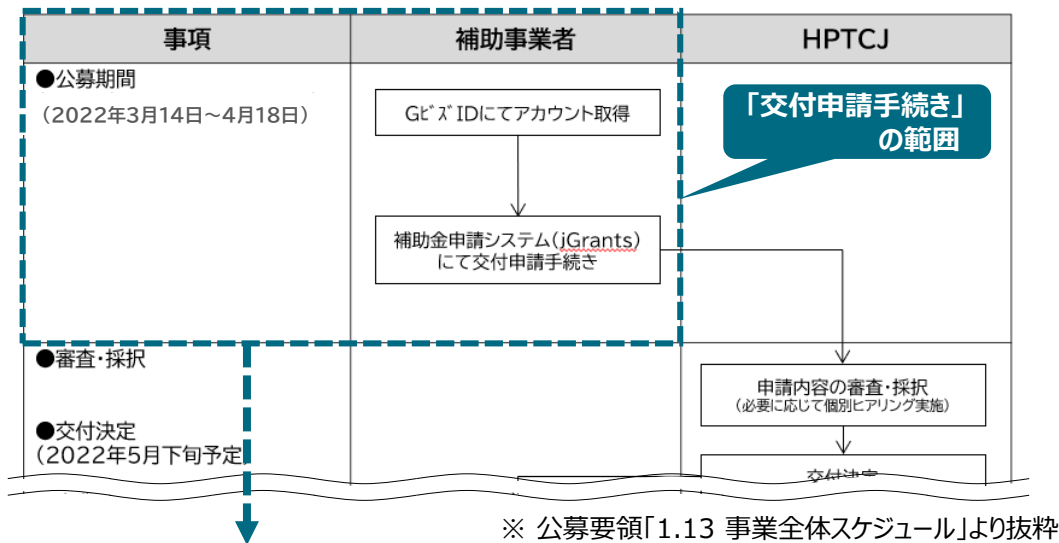
- 複数の事業所を申請する場合は、事業所毎に申請を行ってください。
- 契約、及び書類の作成は、必ず申請毎に行ってください。

第1章

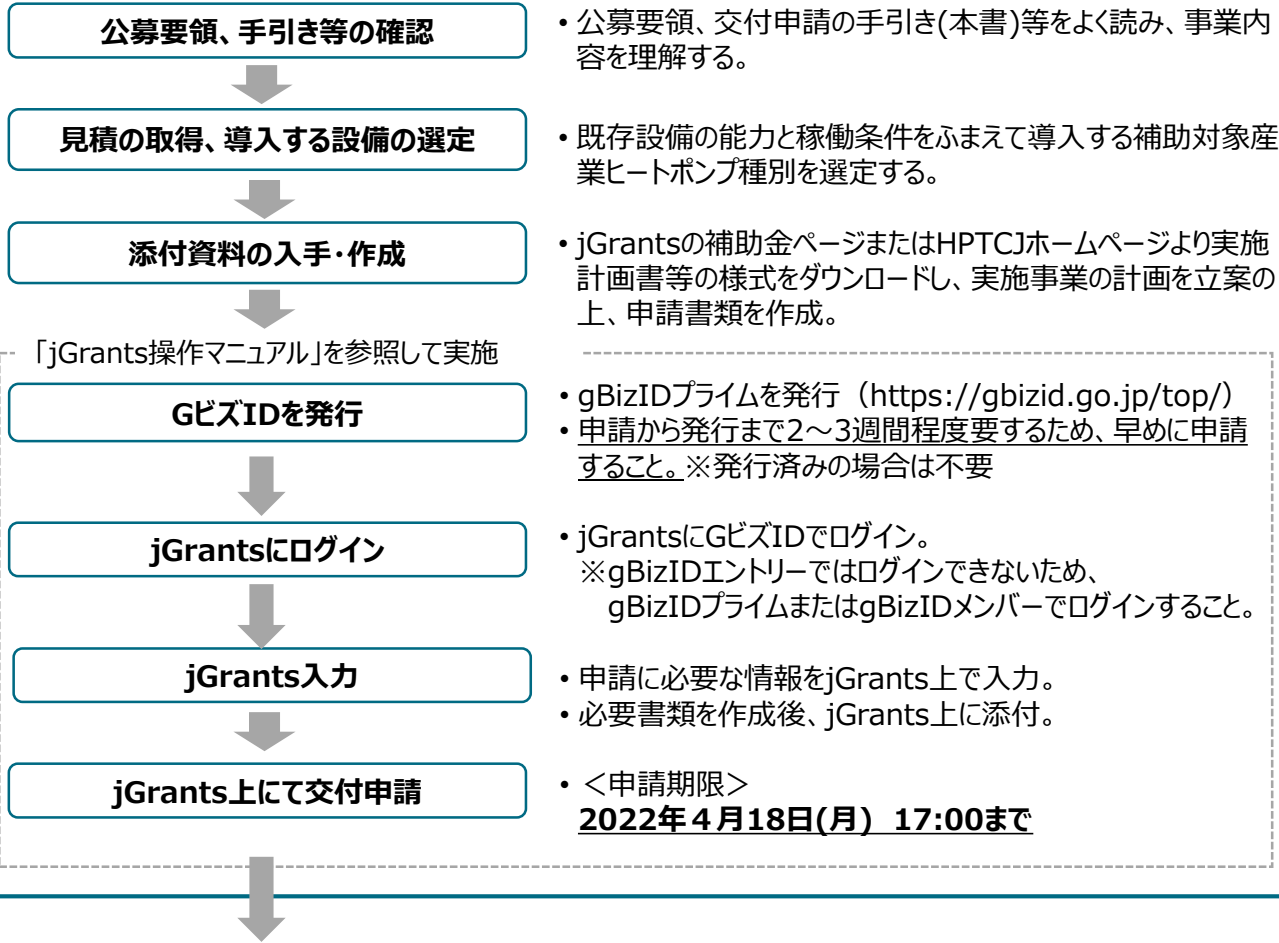
申請する前に

1-1 交付申請の流れ

本書で説明する交付申請手続きの手順は、以下の通りです。
本事業の全体スケジュール(交付申請から交付決定、及び交付決定後、補助金交付まで)は、公募要領「1.13 事業全体スケジュール」を確認してください。



交付申請手続きの手順



HPTCJの審査を経て、交付決定へ
※ 以降の手順の詳細については、交付決定後、交付決定を受けた補助事業者に向けて案内があります。

申請に必要な環境、及び書類について

本事業における交付申請は、デジタル庁が提供するシステム「jGrants(Ｊグランツ)」にログインして必要情報を入力、ファイルを添付して申請します。

□ PC環境(jGrantsログイン用)

- ・ 推奨環境は、以下の通りです。
 - ソフトウェア : Adobe Reader等のPDF閲覧ソフト
 - 推奨ブラウザ : Microsoft Internet Explorer 11 (Metroバージョンはサポート外)
Mozilla Firefox 最新の安定バージョン
Google Chrome 最新の安定バージョン
- ・ jGrantsにログインするには、GBizIDが発行するアカウントが必要です。アカウントの取得手順、及びjGrants操作方法の詳細については、別途公開の「jGrants操作マニュアル」を参照してください。
※ 原則、設備使用者がgBizIDを取得し、jGrants上で申請すること。

□ jGrants上での補助金名

- ・ 本補助金を検索される際は、本補助金タイトルで検索ください。

「**令和3年度補正予算 省エネルギー投資促進支援事業費補助金【産業ヒートポンプ】**」

□ 申請の根拠となる書類

- ・ 役所等外部から入手するもの、HPTCJが定めるフォーマットで作成するもの等があり、また、条件に該当する場合のみ提出が求められるものもあります。
- ・ 詳細については、本書「第3章 添付資料の入手・作成」を参照してください。

jGrantsについての補足事項

● jGrants上での入力について

jGrants上で入力いただく内容については申請に使用したアカウント所有者(原則設備使用者)の情報が自動入力されるようになっていますが、一部の情報は提出様式内「申請総括表」の内容を入力いただきますので、先に様式から作成いただくことをお勧めします。

● 添付ファイルについて

jGrants上で添付するファイルについては、zip形式でまとめて添付いただくようお願いします。

※ ファイルサイズは16MB以下でお願いします。

※ ファイル名には申請日の記入をお願いします。

● 入力したデータの保存について

データ入力画面において、項目名に「必須」がついている項目は入力必須項目です。但し、全項目の入力完了前であっても、「一時保存」をクリックすることでその時点までの入力内容を保存できます。また、次に同じ画面を開いた際は、前回保存した内容が表示され、入力を継続できます。

※ 一定時間jGrantsを操作しないと自動的にログアウトされ、作成中のデータが消えてしまう場合があります。また、データの保存前にブラウザの「戻る」で前の画面に戻った場合も、入力したデータが保存されず消えてしまう場合があります。作業中はデータの保存に注意してください。

● エラー表示について

未入力項目があったり、入力書式等に誤りがあった場合は、申請する際にエラーが表示されます。エラーの内容に従ってデータを修正、保存のうえ申請してください。

● 申請後の状態（申請ステータス）について

jGrantsにて申請後、申請ステータスは「申請済み」と表示されます。

HPTCJ内で審査対応中でも、「差戻し」や「交付決定」等申請者に通知されるまでは申請ステータスは「申請済み」のまま遷移されないことをご留意ください。

1-2 公募要領を確認

申請にあたっては、公募要領(及び本事業の交付規程)をよく確認してから手続きを開始してください。以下に、公募要領の中で、交付申請の「手続き」に関連する項目の記載箇所を示します。

申請手続きに関する公募要領 参照箇所

● 補助対象となる事業・事例、設備、及び経費

要件項目	確認する内容	公募要領 参照箇所
補助対象事業	本事業において補助金交付の対象となる事業の要件	・ 1.4 補助対象事業
	補助対象と認められない場合	・ P.5「補助対象事業と認められない場合」
補助対象設備	本事業による補助を受けられる設備と基準値、及び要件	・ 1.6 補助対象設備 ・ 別表2「産業ヒートポンプの種別毎に定める基準表」
補助対象経費	本事業による補助を受けられる経費の範囲	・ 1.7 補助対象経費 ・ 別表2「産業ヒートポンプの種別毎に定める基準表」 ※ 補助対象経費は、「別表2」の各設備区分・種別に規定されている対象範囲を原則とします。
補助金額	本事業による補助金額	・ 1.10 定額補助額及び補助金限度額

● 補助対象となる事業者、及び申請手続きを行える者

要件項目	確認する内容	公募要領 参照箇所
補助対象事業者	本補助金の交付申請をする者の要件(本事業による補助を受けられる者)	・ 1.5 補助対象事業者 ※ 大企業の要件に記載のある事業者クラス分け評価制度の結果については、社内のエネルギー管理者等にご確認ください。 ➢ Aクラス事業者として申請する場合は、【添付19】令和2年定期報告書「特定第4表」の写しを提出してください。(本書P.53 参照) ➢ Sクラス事業者として申請する場合は、証憑等の添付は不要です(資源エネルギー庁のホームページで事業者クラス分け評価制度の「令和2年定期報告書分」に公表されているかをご確認ください)。
申請手続きを行える者	補助事業者	・ 1.5 補助対象事業者
	共同申請者	・ 1.5 補助対象事業者(P.7③、P.11～13) ※ 導入する補助対象設備の所有者と使用者が異なる場合で、HPTCJ定める条件に該当する場合 ※ 本書「1-5 共同申請について」も併せて確認してください。
	手続担当者	・ 2.3 申請の手続担当 ※ 発注予定の設備の販売事業者に該当する場合 ※ 本書「1-6 手続担当について」も併せて確認してください。

● 本事業への申請単位 ※公募要領と併せて、本書「1-4 申請単位について」も参照してください。

要件項目	確認する内容	公募要領 参照箇所
申請単位	原則、エネルギー管理を一体で行う事業所単位	・ 1.8 申請単位

1-3 補助対象設備について ※公募要領「1.6 補助対象設備」参照

省エネルギー投資促進支援事業費補助金とは、HPTCJが予め定めたエネルギー消費効率等の基準を満たし、HPTCJが補助対象設備として登録、及び公表した産業ヒートポンプ設備を導入する事業です。

補助対象設備(産業ヒートポンプ)

補助対象設備である産業ヒートポンプは、以下の種別に該当する設備であって、HPTCJが予め定めたエネルギー消費効率等の基準を満たし、HPTCJが補助対象設備として登録及び公表したものとします。

- ※ 導入することができる設備は、以下に該当する設備種別のうち、HPTCJホームページの内「製品登録済みの補助対象設備一覧」で公表する補助対象設備に限ります。
- ※ 各設備区分の基準値については、公募要領P.46以降に掲載の別表2「産業ヒートポンプの種別毎に定める基準表」を参照してください。

■ 産業ヒートポンプ種別

- | | | |
|---------------|---------------|---------------|
| ① 空冷ヒートポンプチラー | ② 循環加熱式ヒートポンプ | ③ 温水ヒートポンプ |
| ④ 熱風ヒートポンプ | ⑤ 蒸気発生ヒートポンプ | ⑥ 施設園芸用ヒートポンプ |

※ 産業ヒートポンプ以外の設備については、申請先が異なりますのでご注意ください。
(P.2「設備区分別申請先」参照)

その他の設備の要件

- ① 更新前後で使用用途が同じであること。
- ② 兼用設備、将来用設備又は予備設備等ではないこと。
- ③ 中古品でないこと。
- ④ その他法令に定められた安全上の基準等を満たしている設備であること。
- ⑤ 自社で製造する製品ではないこと。

1-4 申請単位について ※公募要領「1.8 申請単位」参照

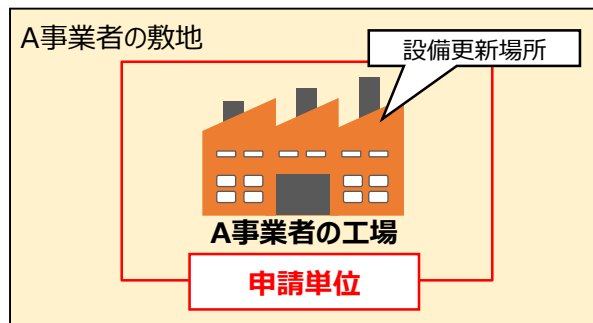
申請単位について以下に説明します。

基本の申請単位について

本事業における申請単位は、**原則、「エネルギー管理を一体で行う事業所単位」**となります。

「エネルギー管理を一体で行う事業所単位」とは、事業所内で使用する全てのエネルギーを一元的に管理し、エネルギーコストを把握している範囲を指します。

- ※ 省エネ法に基づき、定期報告書を提出している場合、定期報告書内の事業所単位で申請すること。
- ※ 定期報告書を提出していない場合、電気・ガス・油等のエネルギー契約を行う事業所単位で申請すること。
- ※ エネルギー管理を一体で行う事業所が、複数の事業者の共同管理である場合は、エネルギー管理を一体で行っている全ての事業者による共同申請とすること。また、導入設備の所有者と使用者が異なる場合、設備の所有者と使用者による共同申請とすること。



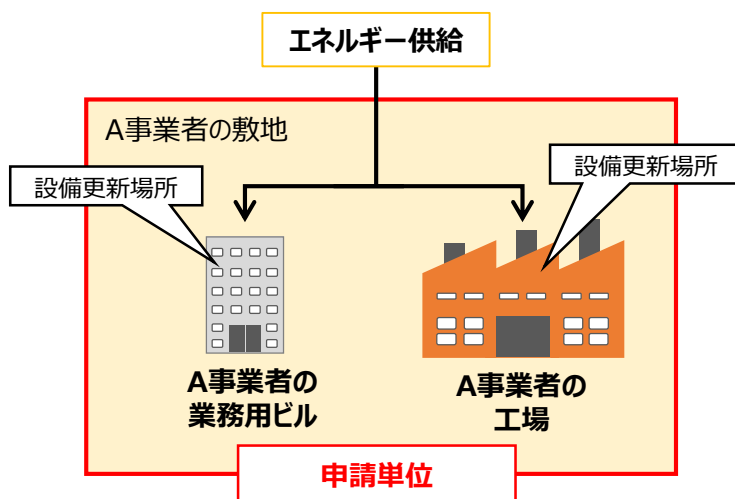
また、同一敷地内に建物が複数ある場合であっても、それらの建物のエネルギー使用量を一元的に管理し、エネルギーコストを把握している場合は、全ての建物を含む敷地内全てが、1つの申請単位となります。

<例>

敷地内に併設された(エネルギー使用量を一元的に管理している)工場と業務用ビルの両方で、設備の更新を行う場合。



工場と業務用ビルを含む敷地内すべてが、申請単位となります。



1-5 共同申請について ※公募要領「1.5 補助対象事業者」⇒「共同申請に該当する申請」参照

共同申請とは、複数の申請者がともに補助対象事業者となり、共同で交付申請を行う申請形態です。共同申請は、交付決定を受けてから補助事業の完了まで、及び補助事業の完了後も処分制限期間の間、共同で補助事業を実施します。共同申請の主な該当ケース、及び該当しないケースを以下に示します。

詳細については、公募要領P.11「導入する補助対象設備の所有者と使用者が異なる場合」をご覧ください。

※ jGrants上で共同申請を予定する複数の事業者が既にgBizIDを所持している場合、個別に申請するのではなくいずれかのアカウントから代表して申請するようにしてください。その場合、申請に使用したアカウント所有者が主体となる管理担当者となり、申請の手続きを行います。

※ 主体となる管理担当者は、事業について最も把握している窓口の方が対象となります。HPTCJからの事業に関する諸連絡、提出物依頼、書類の送付等は原則として主体となる管理担当者宛になります。

主な共同申請に該当するケース

- 導入する補助対象設備の所有者と使用者が異なる場合
※ リース事業者、及びESCO事業者を利用して申請する場合等
- 複数の事業者の事業所でエネルギーを一体管理している場合

主な共同申請に該当しないケース

公募要領P.13「共同申請に該当しない申請」を併せて参照してください。

- **商業用ビル等にて店子として事業を行っている場合**
原則、建物・設備の所有者が申請者となります(下表の①)。但し、②、③の場合は、店子が申請者となります。

<申請パターン(例)と提出書類>

No.	建物所有者	設備所有者 (エネルギー 管理者)	設備使用者	申請者	提出書類
①	ビル所有者	ビル所有者	店子	ビル所有者	店子との契約書等の写し(※1)
②		店子	店子	店子	設備設置承諾書(※2)
③		店子	他のエネルギー使用者	店子	① 設備設置承諾書(※2) ② 店子と他のエネルギー使用者との 契約書等の写し

※1 設備所有者とエネルギー管理者が異なり、店子がエネルギー管理者である場合は、店子も共同申請者として申請してください。

※2 ビル所有者が、所有の建物等に店子による設備設置を承諾する書類で、ビル所有者の押印が必要です。
詳細については、P.48「添付16 設備設置承諾書」を参照してください。

信託財産として設備を導入する場合

- **導入する補助対象設備の所有者が信託会社である場合**
設備の所有者である「信託会社等(受託者)」、「投資会社等(受益者)」、及び「設備の使用者」等、信託に関わる全ての者による共同申請を行ってください(「投資会社等(受益者)」を共同申請の範囲に必ず含めてください)。
- ※ 導入する補助対象設備の所有者が信託会社である場合、店子が信託会社から設備設置承諾書を取得して単独で申請を行っても、受け付けることはできません。注意してください。
- **導入する補助対象設備の所有者が店子である場合**
上記の表<申請パターン(例)と提出書類>②、③の場合と同様に、店子を申請者としてください。

本事業におけるリース契約の考え方

本事業において、リースを利用して設備を導入する場合、リース契約の要件は、以下の通りです。

<リース契約の要件>

- ・リースを利用する場合は、補助対象設備の使用者とリース事業者等は共同申請を行い、リース事業者は1申請につき1社とすること。
※「補助対象設備の使用者」…補助対象設備を実際に使用、及び管理する事業者のこと。
- ・同一事業において、設備使用者による設備購入とリース事業者による設備購入を併用しないこと。
- ・リース契約として共同申請する場合であっても、リース契約内容が、残価設定付リース契約及び割賦契約と判断される場合は対象外とする。
- ・リース料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類(補助金の有無で各々、リース料の基本金額、資金コスト(調達金利根拠)、手数料、保険料、税金等を明示する書類)を提示すること。
- ・補助対象設備を処分制限期間、使用することを前提とした契約であること。
なお、処分制限期間を下回る契約期間であっても、再リースの規約がある場合は対象とする。

<リース料金計算の基本的な考え方>

本事業におけるリース料金計算についての基本的な考え方は、下図の通りです。書類作成時に参考にしてください。

本事業におけるリース料金計算

補助対象経費から、**補助金の額を差し引いた経費**を算出します。

補助金の額を差し引いた経費から金利・手数料等を算出します。

リース対象費用の元本に金利・手数料等、保険料・諸税等を含めた**全ての金額がリース料金の総額**になります。

※ リース料金に補助対象外経費が含まれる場合は、補助金の額を差し引いた補助対象経費と補助対象外経費を分けて金利・手数料等を算出してください。

バルクリースについて

<バルクリースとは>

バルクリースとは、複数事業者の事業所において、既存設備を一括して高効率設備へ更新することにより、初期投資額を低減させ、その低減効果を活かしつつリースを実施する手法のことをいいます。

バルクリースを利用する際は、本ページに示す申請要件のほか、公募要領P.12「共同申請に該当する申請」－「(3) バルクリースを利用する場合」に記載の注意事項をよく確認してください。

<バルクリース利用時の申請要件>

バルクリースを利用する場合の申請要件は以下の通りです。

- ① 複数事業者、かつ4事業所以上において、同一のバルクリースを活用した事業であること(単一事業者の場合は4事業所であってもバルクリースによる申請は不可)。
- ② 複数の事業所において一括して設備更新を行うことにより、価格低減効果を生むこと。

(続く)

＜バルクリース利用時の提出書類と注意事項＞

上記要件バルクリースを利用する場合、全ての事業者が提出する書類、通常のリース利用による申請で求められる提出書類に加えて、「バルクリース申告書」を作成、提出する必要があります。

● バルクリース利用時の注意事項

- バルクリースを利用する場合は、補助対象設備の使用者とリース事業者等の共同申請とし、バルクリースの取りまとめを行うリース事業者等が一括して申請を行うこと。
- リース料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類(補助金の有無で各々、リース料の基本金額、資金コスト(調達金利根拠)、手数料、保険料、税金等を明示する書類)、価格低減効果の説明資料(A.設備費における効果、B.工事費における効果、C.その他経費における効果)、バルクリースの実施体制図を提示すること。

※ 上記2点の注意事項のほか、前ページ＜リース契約の要件＞も満たしてください。

1-6 手続担当について ※公募要領「2.3 申請の手続担当」参照

手続担当とは、発注予定の設備の販売事業者が、発注者である補助事業者からの求めに応じて、申請その他の手続きを行うことです。

手続きを依頼された販売事業者は、「手続担当者」として申請者の代わりにjGrantsへログインし、申請書類(交付決定後は各報告書類)の作成・提出、及び修正依頼があった際の対応等、申請その他の手続き全般に関する業務を担います。

- **手続担当者のgBizIDアカウントから補助事業の代理申請を行うことは認められていません。**
補助事業者のgBizIDアカウントからの申請が必須となります。申請手続きの途中で対応が継続できなくなる等、補助事業者に対する不利益が生じないようにしてください。
- 手続担当者は、申請者から依頼された手続きについて、善良な管理者の注意をもって間違いや不備のないように手続きを行ってください。但し、**手続担当者が行った業務についての結果責任は、申請者が負うものとします。**
- **交付申請だけを行う等、一部のみを担当することは認められません。**交付決定を受けた場合は必ず、[実績報告]その他の各申請・報告、及びそれらについての問い合わせ、修正依頼への対応等、事業全体にわたる手続きを行ってください。
- **HPTCJは、手続担当者に対して提出した書類に対する問い合わせを行います。**
手続担当者は、申請者の不利益にならないよう、遅滞なく確実な対応を行ってください。
なお、必要に応じてHPTCJから申請者へ連絡することがありますので、予めご了承ください。

手続担当の対象業務

手続担当の対象業務は以下の通りです。

<手続担当が作成する書類>

- ① 交付申請書
- ② 補助事業計画変更承認申請書
- ③ 補助事業事故報告書
- ④ 補助事業実績報告書
- ⑤ 精算払請求書
- ⑥ 成果報告書
- ⑦ その他HPTCJが指示する手続き

<手続担当者の責務、及び不正行為に対する措置>

- ・手続担当者は、手続きに当たって申請者から提供され、又は知り得た情報について、他用途転用の禁止等の営業秘密を保持すること。
- ・HPTCJが、補助事業の適正かつ円滑な運営を図るために手続担当者に対して協力を求めた場合は、これに依ること。
- ・手続担当者が手続きを虚偽その他不正の手段により行った疑いがある場合、HPTCJは必要に応じて調査を実施する。不正行為が認められたときは、HPTCJが実施する全ての補助金について一定期間の手続担当の停止や、当該手続担当者の名称及び不正の内容の公表等の措置を講じることがある。

1-7 省エネルギー量計算について

本事業における省エネルギー量計算について説明します。

省エネルギー量の考え方

- **指定計算と独自計算**
本事業の省エネルギー量の計算方法は、「指定計算」と「独自計算」の2種類あります。
jGrants上やHPTCJホームページよりダウンロードできる、「省エネルギー量計算書」を使用して計算される方法が「指定計算」です。また、申請者が独自に省エネルギー計算を行い、省エネルギー量を算出して申請する方法が「独自計算」です。
- **計算期間**
既存設備の計算期間は2020年4月～2021年3月までの12か月間を対象としてください。
- **計算裕度**
裕度とは、成果報告時の省エネルギー量が、交付申請時の計画省エネルギー量を未達成としないようにするために、安全率として設定するものです。
公募要領P.28～29をよく確認してから設定してください。

産業ヒートポンプ設備の省エネルギー量計算

産業ヒートポンプ設備の省エネルギー量計算の概要については下表を参照してください。

計算方法	概要
指定計算	HPTCJが指定する計算式 を用いた【指定計算】省エネ計算フォーマット(Excelファイル)を使用して計算する方法。 導入予定設備の「仕様・能力」は、製品型番登録された値、もしくはカタログ等から把握できる値を使用し、独自で設定可能なCOP、稼働時間等から省エネルギー量を計算する。 ※ COP、稼働時間等の根拠を示す証拠の提出が必要です。 ※ 上記フォーマットはHPTCJのホームページまたはjGrantsよりダウンロード可能です。
独自計算	計算式や使用する数値を事業者が独自に設定 し月別に省エネルギー量を計算する方法。 ※ 計算過程説明書の提出が必要です。計算結果については、【独自計算】省エネルギー量計算フォーマットに入力してください。 ※ 第三者にもわかるように独自計算の考え方を示し、計算に用いる数値の根拠について記載してください。

第2章

見積の取得と導入設備の選定

2-1 見積の取得 ※公募要領「1.6 補助対象設備」、及び別表2「指定設備の設備区分と設備区分毎に定める基準表」参照

本事業を活用して導入する設備を選定する為に、メーカーや販売事業者(以降「販売事業者」という。)に見積を依頼します。見積を依頼する際は、見積仕様を提示してください(※)。

なお、見積は、価格の妥当性を検討できるよう、複数の販売事業者から取得することを推奨します。複数の見積を取得した場合は、補助対象経費が最低価格の1者分の見積書を提出してください。

※ 見積仕様の例：納期、支払い条件、数量等



- 必ず公募要領「1.6 補助対象設備」、及び同P.46以降の別表2「産業ヒートポンプの種別毎に定める基準表」に記載の設備要件を確認し、HPTCJが定めた範囲、及び基準を満たす設備で見積を作成・取得してください。
- 契約・発注行為は、交付決定を受けた後で行ってください。

以下に、見積依頼時(販売事業者には「見積作成時」)の注意事項を示します。

必ず申請者と販売事業者とで共有し、本事業の要件を満たす見積を入手してください。

申請できる補助対象設備(産業ヒートポンプ設備)について

本事業において補助対象となる産業ヒートポンプ設備は、HPTCJホームページ上で確認できます。申請者自身が確認するほか、見積を作成する販売事業者にも情報共有してください。

HPTCJホームページ： <https://hptcj-portal.com>

※但し、HPTCJが指定した型番以外の産業ヒートポンプ設備を導入予定の場合、メーカーの製品カタログまたは仕様書は必ず提出してください。

見積取得における注意事項

- 見積時に工事の請負先が必要な資格等を有する事業者であることを確認すること。
- 複数の見積を取得した場合は、最低価格の1者分の見積書を提出すること。
- 契約・発注は交付決定後に実施してください。交付決定前に既に発注等を完了させた事業については、補助金の交付対象になりません(公募要領「3.1 補助事業の開始」参照)。
- 見積を取得する際には、併せて製品カタログ(又はメーカー発行の仕様書)を入手してください。

P.18以降に、見積書例と、作成時の注意事項を示します。

見積取得時に販売事業者に共有してください。

2-2 製品カタログの提出方法

申請できる補助対象設備(産業ヒートポンプ)について

製品カタログ(又はメーカー発行の仕様書)を提出する際は、以下に示す準備を整えてください
(メーカー発行の仕様書を取得した場合は、「製品カタログ」を「メーカー発行の仕様書」と読み替えてください)。

＜製品カタログ(又はメーカー発行の仕様書)提出の際の準備事項＞

No.	確認項目	確認するポイント
1	見積書に記載された全ての補助対象設備(型番)の製品カタログ(申請する補助対象設備(型番)の掲載ページのみ)が揃っているか	
2	右記①～④の記載箇所を蛍光ペン等で囲む等して目立たせたか	① 導入する補助対象設備の写真部分(どの設備の導入を検討しているのかを明示してください) ② 導入する補助対象設備のメーカー名、製品名、及び型番を示した箇所 ③ 公募要領に記載の設備要件を満たしていることを示す箇所 ④ 省エネルギー量計算で使用する値
3	製品カタログの表紙を揃えたか	メーカー名がわかるよう、必ず製品カタログの表紙を付けて提出してください。

既存設備の製品カタログも型番・性能・能力値等が確認できるよう同様に提出してください。

商品カタログの例

■製品カタログの該当ページ

WARM + KUEHL社

産業ヒートポンプ

■製品情報

製品名

: 産業ヒートポンプ

型番

: WKHP-50

加熱能力

: 50kW

最高出口温度

: 90℃

周波数

: 50Hz

消費電力

: 22.6kW

.....

.....

2

蛍光ペン等で該当箇所を
マーキングしてください

1

申請設備(型番)の掲載
ページのみを提出してください

+

■製品カタログ表紙

WARM + KUEHL社

産業ヒートポンプ

産業ヒートポンプカタログ

2022年版



3

表紙も必ず提出してください

2-3 見積の確認、設備の選定

見積書の作成・入手時の注意事項を示します。
「見積書例」における数字は、次ページに掲載の「取得した見積書の確認ポイント」の「No.」に対応しています。
各項目をよく確認し、不備のない見積書を作成・入手してください。

見積書

御見積書

sample

①

〇〇工業株式会社 御中

③

見積番号 : 12-3456
2022年 〇月 〇日

②

補助事業名 : 〇〇工場の省エネルギー化事業

件名 : 熱風ヒートポンプの導入

株式会社〇〇ヒートポンプシステム
営業部
ヒーボン 太郎

シト〇株式会社
スポンヒ
テムプー

※発注先の押印必須

④

納期 : 2022年 〇月 〇日

受渡条件 : 試運転完了後

御支払条件 : 検収翌月末までに現金払い

⑤

⑥

⑩

⑨

⑪

⑫

⑬

⑭

⑮

⑯

⑰

⑱

⑲

⑳

㉑

㉒

㉓

㉔

㉕

㉖

㉗

㉘

㉙

㉚

㉛

㉜

㉝

㉞

㉟

㊱

㊲

㊳

㊴

㊵

㊶

㊷

㊸

㊹

㊺

㊻

㊼

㊽

㊾

㊿

品名・名称	型番	数量	単位	単価	金額
1. 補助対象経費					
設備費					
【製品名】●●社 HAシリーズ ECOタイプ					
本体	HP-HA2022-E	2	台	1,800,000	3,600,000
小計				A	3,600,000
2. 補助対象外経費					
部材費					
配管パイプ・接続パーツ類	XXX型	1	式	50,000	50,000
接続用消耗品		1	式	20,000	20,000
⑪小計				B	70,000
工事費					
設置費		1	式	500,000	500,000
撤去費		1	式	300,000	300,000
⑫値引き		-	-	-100,000	-100,000
⑪小計				C	700,000
補助対象経費				A	3,600,000
補助対象外経費				B+C	770,000
総計					4,370,000
⑬※特記事項					

取得した見積書の確認ポイント

取得した見積書を、下表に沿って確認してください。
確認の結果、漏れや誤りがあった場合は、販売事業者[※]に該当箇所を伝え、再度見積を取得してください。
※ 発注先の押印は必須です。

種別 /No.		確認項目	確認するポイント	確認 済
宛 名・ 件 名	①	宛名	• 取得した見積書に記載の宛名が、 <u>交付申請者と一致しているか。</u>	☐
	②	件名	• 取得した見積書に「補助事業名」、「件名」が記載されているか。	☐
日 付	③	作成年月日	• <u>公募要領の公開日(2022年3月11日(金))以降に作成された見積であるか。</u>	☐
	④	納期	• 納期が、本事業における「事業完了日」である2023年1月31日(火)までの日付で設定されているか。 ※ 「事業完了日」：導入した補助対象設備を検収のうえ、調達先等に対して補助対象経費の全ての支払いを完了した日	☐
	⑤	見積有効期限	• 交付申請時点で有効(※)な見積書であるか。 ※ 見積有効期限が交付申請日を含んでいる状態	☐
設 備 情 報 (金 額・ 支 払 い)	⑥	支払条件	• 現金払い であることが明記されているか。 ※ 「現金払い」は、金融機関による振込みとしてください(手渡し等は不可)。 ※ 割賦払いや手形払い等は認められません。	☐
	⑦	補助対象経費と補助対象外経費	• <u>補助対象経費と補助対象外経費が、明確に分けて記載されているか。</u> • <u>補助対象外経費は「設備費」と「工事費」が、明確に分けて記載されているか。</u>	☐
	⑧	セット型番の書き方	• セット型番の場合、代表となる製品名と、その構成品がわかるように記載されているか。	☐
	⑨	導入予定産業ヒートポンプ設備の「メーカー名」、「製品名」、「型番」	• 取得した見積書に記載された導入予定産業ヒートポンプ設備のメーカー名、製品名、型番が、HPTCJホームページの「製品登録済みの補助対象設備一覧」に掲載明記されているか。 ※ 掲載されていない場合は、HPTCJに連絡してください。 • 左記の各項目の記載が、見積書や製品カタログ等の記載を見比べて、文字列が一致しているか。	☐
	⑩	導入予定設備の「数量」、「単位」、「単価」	• 取得した見積書に記載された導入予定設備の「数量」、「単位」、及び「単価」が正しいか。	☐
	⑪	項目毎の小計	• 項目毎の小計が、補助対象対象、補助対象対象外に分けてそれぞれ記載されているか。 ※ 同じ項目名であっても、補助対象か否かが異なる場合は必ず分けて記載してください。	☐
	⑫	値引きがある場合の記載	• 値引きの記載がある場合、どの項目から値引きされているかが明示されているか(特に補助対象経費からの値引きか、補助対象外経費からの値引きか)。 ※ 原則、値引きの記載はせず、 <u>値引き後の単価・経費で記載してください。</u> やむを得ず値引き項目を立てる必要がある場合は、個別の項目毎(設備費の場合は型番毎)に値引き額を記載してください。	☐
	⑬	特記事項	• 梱包や配送に別途費用が発生する場合は、その費用を本体価格に含めず、補助対象外経費として「配送費」等の項目として記載されているか。 ※ 記載されていない場合は、本事業に係る工事(導入設備の据付、配管、配線工事、撤去等)を別途発注する場合、その旨を記載いただくように販売事業者へ依頼してください。 例：設備の据付・設置及び撤去工事は別途〇〇(株)へ発注予定	☐

※ 設備の仕様を記載する場合は、仕様の記載欄を設ける等、明確に本体・付帯設備との違いが分かるように記載してください。

第3章

添付資料の入手・作成

3-1 提出書類の入手・作成 ※公募要領「2.4 交付申請時の提出書類」より

提出書類の入手・作成について

提出書類の作成順序としては、まず申請者の基本情報、申請要件を満たすことを証明できる書類、導入する補助対象設備の見積書等の**申請の根拠となる書類**を入手、作成してください。全ての書類が揃ったら、jGrantsに必要な事項を入力することをお勧めします。

STEP 1

申請の根拠となる書類
(赤枠部分の資料)を準備する



STEP 2

入手した書類をもとに交付申請書類を作成し、
jGrantsに入力する

<提出書類一覧>

文書番号	書類名称		提出要否	様式の区分	
様式第1	交付申請書(かがみ)		●		
様式第1	交付申請書(2枚目)		●		
別紙1	補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額		●		
別紙2	補助事業に要する経費の四半期別発生予定額		●		
別紙3	役員名簿		●		
1-1	実施計画書	申請総括表	●	指定	
1-1(別紙1)		事業者情報	○		
1-1(別紙2)		手続担当申請書	○		
1-1-2		資金調達計画	●		
1-1-3		事業実施に関連する事項	●		
1-2		導入設備一覧	●		
1-3		発注区分表	●		
1-4		見積書	●	自由	
1-5		設備導入前後の設備リスト及びエネルギー使用量計算書	●	指定	
1-6		設備導入前後のシステムフロー比較図	●		
1-7		設備導入後の配置図	●		
添付1	会社情報(パンフレット/法人概要申告書)		●	自由	指定
添付2	決算書		●	自由	
添付3	中小企業者であることの宣誓書		○	指定	
添付4	商業登記簿謄本 ※個人事業主の場合は確定申告書B		●	定型	
添付5	建物の登記簿謄本		●	定型	
添付6	省エネルギー量計算書		●	自由	指定
添付7	省エネルギー量計算根拠		●	自由	
添付8	経営力向上計画に係る認定申請書および認定書の写し		○	定型	
添付9	省エネ診断報告書(表紙)の写し		○	自由	
添付10	中長期計画書の写し		○	定型	
添付11	対象設備に関するリース契約書案		○	自由	指定
添付12	対象設備に関するリース料計算書		○	自由	指定
添付13	ESCO契約書案		○	自由	
添付14	ESCO料金計算書		○	自由	
添付15	商業用ビル等の場合の証憑		○	自由	
添付16	設備設置承諾書		○	指定	
添付17	事業実施に関連する事項		○	指定	
添付18	設備の製品カタログ(既存設備、導入予定設備の仕様書等)		●	自由	
添付19	令和2年定期報告書「特定第4表」の写し		○	定型	

jGrantsに入力する前に、
予めこれらの書類を準備してください。

「提出書類一覧」の凡例

凡例	＜提出要否＞	
	● = 必須 ○ = 該当申請のみ提出	
	＜様式の区分＞	
	指定 = HPTCJフォーマットで提出 自由 = 申請者が独自に作成・入手して提出 定型 = 規定の書面を外部から入手して提出	

指定	jGrantsもしくはHPTCJホームページから、指定様式(Word、又はExcel形式)をダウンロードして作成します。
自由書式	書類の作成方法、書式(フォーマット)に指定はありません。 作成例を参照し、提出目的をわかり易く示せるように工夫して作成してください(特に図面等)。
定型	規定の書面を外部から入手する書類です。

「3-2 書類作成例」では、「提出書類一覧」で示す書類の順序で、提出が必要となる条件や書類の作成方法等について説明します。各書類作成例の右上に、書類の作成方法やHPTCJが指定するフォーマットの有無について示す上記のラベルを付けています。

書類作成時の注意事項

全ての書類の入手・作成時に、特に注意していただきたい事項を記載します。
注意事項をよく読み、不備や不足のない書類を提出してください。

- 「不備のない書類」：提出する書類が、本事業に関する書類に記載の要件にかなっていること。
- 「不足のない書類」：前ページ「**提出書類一覧**」に示す書類がすべて揃っていること。

<第三者から取得する書類における不備対策について>

- 販売事業者や手続担当者等、第三者から取得する書類は、予め、作成する第三者に対して本書の該当ページを情報共有する等し、不備のない状態で取得してください。
- ※ 状況により自社で作成する場合も、気をつけるべき点は同じです。

<押印について>

- 申請者の押印は無くても可とします。なお、本書内で押印例が示されている書類において押印をしない場合は、社内決裁ルールや社内規約等を提出いただく場合があります。
- 個別に押印を求める場合は、この限りではありません。
- 押印する場合は書類に応じた印を押してください。
- 押印した印の印影がかすれている場合や社名等が読み取れない場合は、正しい印が押されていても不備となる場合があります。

<訂正印について>

- 原則、正しい内容の書類を再度入手し、訂正していない状態の書類を提出してください。
やむを得ず訂正を行う場合は、訂正箇所に二重線を引いたうえで、書類作成上の責任者の印を押して提出してください。
- jGrantsまたはHPTCJホームページよりダウンロードして作成する書類については、訂正印による訂正は認められません。必ずデータを修正して書類を再度出力し、提出してください。



- 交付申請書類は、国庫を財源とする補助金の交付を申請する大切な書類です。
- 本書の説明、注意事項をよく読み、正しい内容の交付申請書類の作成・提出をお願いします。

3-2 書類作成例

【様式第1】 交付申請書(かがみ)	指定
-------------------	----

＜併せて確認する書類＞

- ・ 会社情報
- ・ 商業登記簿謄本
- ・ 補助対象設備を導入する建物の登記簿謄本

・ 事業者情報(申請事業者住所、事業者名、代表者名及び役職)を入力ください。
・ 共同申請者がいる場合も同様に記入してください。

様式第1

一関市市民会館ヒートポンプ・蓄熱センター
理事長 小宮山 宏 様

申請者1
住所 事業者名 代表者名

申請者2
住所 事業者名 代表者名

申請者3
住所 事業者名 代表者名

申請者4
住所 事業者名 代表者名

1 ページ

令和3年度省エネルギー投資促進支援事業費補助金
交付申請書

省エネルギー投資促進支援事業費補助金交付規程（H・P・R E・2021-0221-R、以下「交付規程」という。）第5条の規定に基づき、下記のとおり申請します。
なお、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第25号）、省エネルギー投資促進支援事業費補助金交付要綱（20211208財第24号）及び交付規程の定めるところに賛同することを承認の上、申請します。

複数の事業を申請する場合は、日付の上に4桁の管理番号を0001から順に入力ください。（半角数字）
例：申請事業が2つある場合
0001, 0002

申請日の日付を入力ください。

原則、押印不要です。
※社内規定上を必要としている場合は押印いただいても構いません。
その場合は原本コピーをPDFでご提出ください。

【様式第1】 交付申請書(2枚目)	指定
-------------------	----

補助事業の名称を例を参考に入力ください。

記

1. 補助事業の名称 *
例：「事業所名称」の省エネルギー化事業

2. 補助事業の目的及び内容 *
例：「事業所名称」において、省エネルギー性の高い蓄熱ヒートポンプ設備を導入することにより、省エネルギー化を図る事業

3. 補助事業の実施計画
別添の「実施計画書」による。

4. 補助金交付申請額
(1) 補助事業に要する経費 〇 円
(2) 補助対象経費 〇 円
(3) 補助金交付申請額 〇 円

5. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額（別添1）

6. 補助事業に要する経費の四半額発生予定額（別添2）

7. 役員名簿（別添3）

8. 補助事業の開始及び完了予定日 *
交付決定日～ 2023年1月31日

補助事業の目的及び内容を例を参考に入力ください。

完了予定日は「2023年1月31日」より以前に設定してください。

【別紙1】 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分類

指定

- ＜併せて確認する書類＞
- ・ 見積書

別紙1

補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分類

【事業主体】 補助対象経費の 区分	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助率	補助金の 交付申請額
設備費	0	0	定額	0
消費税	0	0		0
合計	0	0		0

1 ページ

「補助金の交付申請額」については
①「算出式」もしくは②「補助対象経費合計額の1/2」
のいずれか低い方の金額が補助金の交付申請額となります。
金額算出・入力においてはお間違えの内容ご注意ください。

①算出式
【補助金額】＝
補助対象設備加熱能力〔kW〕 × 加熱能力あたりの補助金額
〔円/kW〕 × 導入台数〔台〕
※加熱能力あたりの補助金額は、産業ヒートポンプ種別毎に異なります。
詳細は「別表 1 産業ヒートポンプの種別毎に定める定額補助金額」
を参照ください。

②補助対象経費合計額の1/2
※見積上の補助対象経費よりご確認ください。

※補助金の交付申請額が上限を超える場合は、その上限額を入力ください。
上限額：1事業当たり 1,000万円
(参照：公募要領 1.10 定額補助額及び補助金限度額)

【別紙2】 補助事業に要する経費の四半期別発生予定額

指定

- ＜併せて確認する書類＞
- ・ 見積書

別紙2

補助事業に要する経費の四半期別発生予定額

補助事業に 要する経費 の区分	補助事業に要する経費				(単位：円)
設備費					0
消費税					0
合計	0	0	0	0	0

1

見積書に記載された設備費の金額と一致するよう、四半期別の補助事
業に経費を入力ください。
※発生しない期は「0」を入力

【別紙3】 役員名簿

指定

＜併せて確認する書類＞

- 会社情報
- 商業登記簿謄本

[illegible]

- ・商業登記簿謄本に記載されている役員を記入してください。
- ・個人事業主の場合は、「青色申告書」に記載の通り記入してください。

- ・個人事業主の場合は、「青色申告書」に記載の通り記入してください。

※ 共同申請の場合は、すべての申請者について作成してください。(タブを複製して作成ください)

※ 手続担当を利用する場合は、手続担当者分も作成してください。

※ 役員名簿は法人ごとに必ず分けて作成してください。

【1-1】申請総括表

指定

＜併せて確認する書類＞

- ・商業登記簿謄本
- ・省エネルギー量指定/独自計算書
- ・見積書

申請者の情報を入力ください。
※共同申請者の情報はjGrants上の
「事業者情報」でも入力いただけます。

※共同申請者の情報はjGrants上の「事業者情報」でも入力いただきます

共同申請者がいる場合は、共同信施者数を入力ください。

ESCO利・リース用者のみ入力ください。

省エネルギー率・量は、「1～5 設備導入前後の設備リスト及びエネルギー使用量計算書」により算出いただいた「計画省エネルギー量（裕度込み）」「計画省エネルギー率（裕度込み）」の数値を入力ください。

該当/非該当を選択ください。
項目4以外で「該当」を選択された場合、必要書類を添付ください。

項目4以外で「該当」を選択された場合、必要書類を添付ください。

「事業者」

1-1 申請受付表

事業者 *	
代表者名(姓)	
従業員数 *	

導入前
計算書
量
(裕度)

令和3年度補正予算省エネルギー一般投資促進支所事業費補助金

例：『事業所名称』の省エネルギー化事業

例：『事業所名称』において、省エネルギー性の高い産業ヒートポンプ設備を導入することにより、省エネ率 γ -化を図る事業

産業ヒートポンプ

事業完了予定日
(※計画開始日より)

事業全体の省エネ効果 *	省エネルギー率	$\frac{\Delta Q}{Q}$	省エネ率 γ -化量	k/(年)
--------------	---------	----------------------	-------------------	-------

経費出たりはこ番省エネルギー室

基本耐用年数
(区分別税制期間)

年

(補助対象設備のうち最長の法定耐用年数/区分別税制期間)

ESCO リース *	ESCO契約期間		リース料	リース期間		節減した金額 (円)
	契約期間	終了年月		リース期間	終了年月	
事業費	設備費	0	0	0	0	
	注費費	0	0	0	0	
	計	0	0	0	0	

1. 中小企業等経営強化法の承認事業 *

2. ベンチマーク改善事業 *

3. 低炭素エネルギー活用推進事業 *

4. 過去4年以内の省エネルギー診断事業 *

5. 中小企業等の省エネルギー事業 *

【1-1】(別紙1) 事業者情報

指定

※共同申請者がいる場合のみ作成

＜併せて確認する書類＞

- ・ 商業登記簿謄本

共同申請者のみ入力ください。
※ 共同申請者が複数いる場合も、全ての共同申請者毎にタブを複製し、作成してください。

商業登記簿謄本と一致しているか確認してください。
※ 「会社法人等番号」は、商業登記簿謄本に記載の12桁の番号であり、「法人番号」(13桁)ではありません。注意してください。

【1-1】(別紙2) 手続担当申請書

指定

※手続担当者がいる場合のみ作成

＜併せて確認する書類＞

- ・ 見積書

商業登記簿謄本、又は青色申告書に記載されている内容を入力してください。
・ 本店所在地
・ 商号、又は名称
・ 代表者役職、代表者名

原則、押印不要です。
※ 社内規定上を必要としている場合は押印いただいても構いません。その場合は原本コピーをPDFでご提出ください。

商業登記簿謄本に記載された12桁の「会社法人等番号」を転記したか確認してください。

実際に手続きを行う担当者情報を入力してください。
※ 交付申請だけでなく、申請後の問い合わせ、HPTCJからの修正依頼対応、その他各報告書作成対応まで、責任をもって手続きを行える方を記載してください。

【1-1-2】 資金調達計画

【1-1-3】 事業実施に関連する事項

指定

＜併せて確認する書類＞

交付申請書(2枚目)

調達金額に誤りがないか確認してください。
※借入金がある場合は借入金金融機関名
及び金融機関支店名も入力ください

1-1-1 資金調達計画

（単位：円）

調達金額	備考
本借入金 *	
有価証券 *	
借入金 *	
借入金金融機関名	
借入金金融機関支店名	
その他 *	
合計（算出）	0

1-1-2 事業実施に関連する事項

他の補助金との関係 *	当該事業に併し、関係があるいは関係なしに他の補助金等を受けているか	
過去の補助金との関係 *	過去に受けた補助金に、過去に国から補助金の交付を受けているか	
形認可、権利関係等事業実施の経過？なる事項 *	事業実施にあたり、形認可（給付）、権利関係（又は取得）等が経過となる事項があるか	
形認可、権利関係等事業実施の経過？なる事項 *	経過となる事項がある場合、国や市町村から形認可（給付）、権利関係（又は取得）等を受けているか	
その他、事業上問題となる事項 *	その他、事業上問題となる事項があるか	

（補助対象設備を担保に供する場合）「有り」を選択ください。

「有り」「無し」を選択ください

【1-2】 導入設備一覧

指定

＜併せて確認する書類＞

- ・見積書
- ・製品カタログ・仕様書

【1-3】 発注区分表

指定

＜併せて確認する書類＞

- ・見積書
- ※ 赤枠以外の欄は自動入力されます。

【1-4】 見積書

自由書式

記入の際の注意事項・例につきましては、P.18「見積書例」を参考にしてください。

【1-6】設備導入前後のシステムフロー比較図	自由書式	又は	指定
------------------------	------	----	----

「1-5 設備導入前後の設備リスト及びエネルギー使用量計算書」に記載した全ての本体設備、及び付帯設備の接続状況(熱源設備から熱供給先までのシステムフロー)を図示してください。設備の導入前後それぞれの状況がわかるように、必ず「設備導入後」、及び「設備導入前(既存)」を分けて、それぞれ作図してください。

- 本事業において設備を導入するにあたり、「既存のシステムフロー上のどこに設備を導入するのか」や、「設備を導入することでシステムフローがどのように変わるのか」等を示してください。

HPTCJフォーマット「1-6 設備導入前後のシステムフロー比較図」をダウンロードし、必要事項を入力して作成します。
※ 作成方法についてはSHPTCJフォーマット内「入力例」シートを参照してください。

生産ラインの概要図等、導入前後のシステムフローを確認できる別の資料がある場合は、その資料に「1-5 設備導入前後の設備リスト及びエネルギー使用量計算書」の「設備番号」を追記して、当該HPTCJフォーマットの代わりに提出しても構いません。

<1-6 設備導入前後のシステムフロー比較図 作成例>

1-6 設備導入前後のシステムフロー比較図

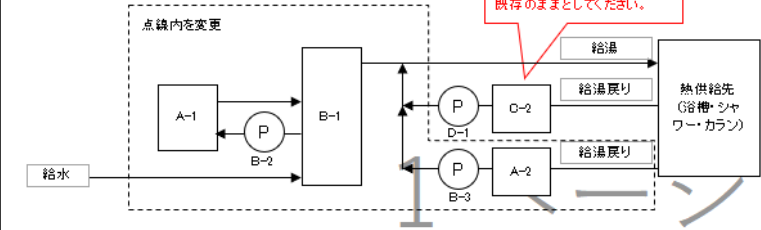
全体の事業概要がわかるような概念図を導入前後で図示してください。
「1-5 設備導入前後の設備リスト及びエネルギー使用量計算書」で入力した設備は必ず全て図示し、対応する設備番号を入力してください。
(本フォーマットではなく設備導入前後のシステムフローが確認できる資料を提出する場合は、必ず設備番号を追記してください。)
※本フォーマットの項目「設備番号」及び「設置状態」は、「1-5 設備導入前後の設備リスト及びエネルギー使用量計算書」の項目を示します。

【設備導入後システムフロー】

【設備導入後システムフロー】
設置状態の項目が「導入」及び「残置」の設備を図示してください。

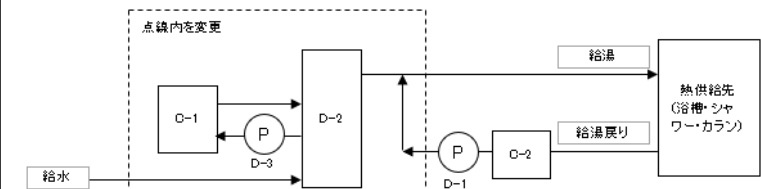
残置の場合は、設備番号は
既存のままでください。

必要に応じて任意で凡例をご使用ください。
(本凡例は、印刷範囲外にあります。)



【既存システムフロー】

【既存システムフロー】
設置状態の項目が「撤去」及び「残置」の設備を図示してください。



【凡例】	機器(ポンプ):	機器(ポンプ以外):
	* 印は設備番号を入力してください。	
熱供給先:		熱供給先 (*)
		* 印は具体的な熱供給先の設備等を入力してください。
流体名:		*
		* 印は流体名を入力してください。
変更範囲:		点検内を変更
		図の大きさを調整してください。
温水・熱風・蒸気の流れ:		
		矢印の方向を調整してください。

提出すべき図面が複数枚ある場合は、入力フォーマットのシートをコピーして使用してください。

【1-7】設備導入後の配置図	自由書式	又は	指定
----------------	------	----	----

「1-5 設備導入前後の設備リスト及びエネルギー使用量計算書」の「設置状態」を「導入」、又は「残置」とした全ての設備について、各設備の設置 場所を図示してください。図示する設備には、「1-5 設備導入前後の設備リスト及びエネルギー使用量計算書」の「設備番号」を付し、各設備の配 置を明確に示してください。
設備の設置場所が複数階ある場合は、フロア毎に作成してください。

HPTCJフォーマット「1-7 設備導入後の配置図」をダウンロードし、必要事項を入力して作成します。
※ 作成方法については、HPTCJフォーマット内「入力例」シートを参照してください。

工事事業者が作成した図面等、設備導入後の配置状況が確認できる別の資料がある場合は、その資料に「1-5設備導入前後の設備リスト及びエネルギー使用量計算書」の「設備番号」を追記して、当該HPTCJフォーマットの代わりに提出しても構いません。

<1-7 設備導入後の配置図 作成例>

1-7 設備導入後の配置図

設備導入後の設備の配置がわかるように図示してください。
「1-5 設備導入前後の設備リスト及びエネルギー使用量計算書」で入力した設置状態が「導入」及び「残置」の設備は必ず全て各設置場所に図示し、対応する設備番号を入力してください。
(本フォーマットではなく設備導入後の配置が確認できる資料を提出する場合は、必ず設備番号を追記してください。)
※本フォーマットの項目「設備番号」、「設置場所」及び「設置状態」は、「1-5 設備導入前後の設備リスト及びエネルギー使用量計算書」の項目を示します。

【設備導入後の配置図】	設置場所	屋上
【設備導入後の配置図】 設置状態の項目が「導入」及び「残置」の設備を各設置場所に図示してください。 設置場所を記載してください。 導入設備が建物・フロアに分かれている場合は、 建物・フロア毎に図面を作成してください。 ・必要に応じて、設備導入前の配置図の提出を求める場合があります。 ・提出すべき図面が複数枚ある場合は、入力フォーマットのシートをコピーして使用してください。		

[添付2] 決算書 ※提出必須

自由書式

- 直近1年分の単独決算の貸借対照表を、法人名がわかる表紙をつけて提出してください(株主総会の営業報告、単独決算の決算報告書、決算短信でも可)。
- ※ 1法人下に複数の事業所が存在する場合は、交付申請の対象となる事業所のみではなく、法人全体の決算書類を提出してください。
 - ※ 個人事業主は、営業報告、決算報告書の代わりに青色申告書全様式の写しを添付してください(添付4参照)。青色申告書のマイナンバー、及び個人の口座情報は必ずマスキングして提出してください。
 - ※ 地方公共団体は提出不要です。但し、民間企業と合同で出資、経営する第三セクターとなる法人等は提出してください。

● 表紙 例

決算報告書

第XX期
令和2年●月～令和3年●月

〇〇法人 ◆◆

<チェックリスト>

- ☐ 提出する決算書類の単位が正しいか。
- ☐ 決算期が明記されているか。

● 貸借対照表 例 ※下図はイメージです。

貸借対照表 ●年●月●日現在	
資産の部	負債の部
(流動資産)	(流動負債)
	(固定負債)
	負債合計
	純資産の部
	純資産合計
(固定資産)	負債、及び純資産合計
資産合計	

 貸借対照表について、「連結決算」、及び「要旨」の提出では受け付けられませんので、注意してください。

※ 設備使用者の企業体が「中小企業者」の場合のみ指定様式で作成してください。

出資者、及び出資比率を示すとともに、HPTCJフォーマットに記載されたチェック項目を用いて中小企業者であることについて宣誓し、提出してください。

なお、出資者、出資比率については、株主名簿を提出いただいても構いません。その場合は、中小企業者であることの宣誓のために本フォーマットも併せて提出が必要ですが、出資者等の記載は不要です。

※ 作成方法については、HPTCJフォーマット内「入力例」シートを参照してください。

● 中小企業者であることの宣誓書 例

中小企業者である者の宣言書

1. 株主名簿
株主全簿(出資者、当該比率)を提出し、又は以下の出資者を出資比率を記載して(添付)。

(2021 年 ●●月●日 締結)

	出資者名		出資比率 (%)
	①	〇〇〇	▲▲%
②	□□□	××%	
③			
④			
⑤			
⑥			
⑦			
⑧			
⑨			
⑩			
		合計	0.0%

2. 以下の項目についてチェックするからで宜しい。(添付)

☒ 確定している申告書済みの前年度過去3年分の各年、又は各事業年度の譲渡所得の年平均額が15億円を超えていないこと(以下いづれかにチェックしてください。譲渡所得が15億円超の年がある場合は、過去3年分の譲渡所得を記載してください。)

☐ 過去3年の譲渡所得はいずれも15億円以下である

☒ 過去3年のうち譲渡所得が15億円超の年がある

< 過去3年分の譲渡所得 >

譲渡所得	前年	今年前	3年前
	●●●万円	●●●万円	●●●万円

※上記への回答の有無の報告のため、必要がある場合には、納税証明書等の提出を要することがあります。

＜チェックリスト＞

1.株主名簿

- ☐ 全ての株主、及び出資者をその出資比率順に記載したか。
 - ☐ 「株主名又は出資者名」が企業の場合、法人格を省略することなく正確に記載されているか。
株主が個人の場合、姓名を匿名ではなく本名で記載したか。
 - ☐ 出資比率の合計が100.0%になっているか。

2.以下の項目についてチェックするかたちで宣誓してください。

- ☐ 該当項目にチェックを入れたか、必要に応じて金額を入力したか。

[添付4] 商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書/現在事項全部証明書) ※提出必須	定型
--	----

発行から6か月以内の、商業登記簿謄本の写しを提出してください。
法務局が発行した、登記官印が確認できるものが必要です。登記官印を押印した登記簿謄本を提出できない場合は、オンラインサービス「登記情報提供サービス」より入手するPDFを印刷したものを提出しても構いません。
なお、個人事業主については、本ページ下部に記載の＜個人事業主の場合＞を参照してください。

- ※ 共同申請する場合は、全ての共同申請者について同様に商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書、又は現在事項全部証明書)を取得し、提出してください。
- ※ 設備使用者が複数いる場合は、全ての設備使用者の商業登記簿謄本を取得し、提出してください。
- ※ 地方公共団体は提出不要です。但し、民間企業と合同で出資、経営する第三セクターとなる法人等は提出してください。

● 商業登記簿謄本 例

＜個人事業主の場合＞

個人事業主は、青色申告者である必要があり、また、以下2種類の書類を提出する必要があります。

- ① 税務署の受領印が押された「確定申告書B」
- ② 所得税青色申告決算書の写し

- ※ 確定申告書Bは令和3年分の書を提出してください。なお、令和3年分がない場合、令和2年分を提出してください。
- ※ 青色申告書のマイナンバー、及び個人の口座情報は必ずマスキングして提出してください。
- ※ 電子申告(e-Tax)を行った場合は、申告が受け付けされていることがわかる証憑を提出してください。
具体的には、国税電子申告・納税システムの「メッセージボックス一覧」で確認できる受信結果(受信通知)のスクリーンショットをA4サイズで印刷し、他の書類と併せて提出してください。

[添付5] 補助対象設備を導入する建物の登記簿謄本 ※提出必須

定型

補助対象設備を導入する建物について、発行から6か月以内の、建物の登記簿謄本の写しを提出してください。法務局が発行した、登記官印が確認できる建物登記簿謄本を提出してください。登記官印を押印した登記簿謄本を提出できない場合は、オンラインサービス「登記情報提供サービス」より入手するPDFを印刷したものを提出しても構いません。

なお、建物が1棟の場合はその建物分のみ、設置場所が複数の建物にわたる場合は、それら全ての建物の登記簿謄本を提出してください。

- ※ 建物所有者と設備使用者が同一であることを確認してください。同一でない場合は、建物登記簿謄本と併せて「添付16 設備設置承諾書」を準備してください。
- ※ 地方公共団体は提出不要です。但し、民間企業と合同で出資、経営する第三セクターとなる法人等は提出してください。
- ※ 建物未登記の場合は、代わりに「固定資産評価証明書」を提出してください。
その際、該当の住所や建物の「種類・構造」を示した箇所をマーカー等でマーキングしてください。
- ※ 専ら居住を目的とした事業所における設備更新は対象外です。

● 建物の登記簿謄本 例

全部事項証明書 (建物)			
表題部 (主である建物の表示)		調製	不動産番号
所在地番号 (市町村)			
所在地番号 (市町村)			
① 種類	② 構造	③ 床面積	㎡ 登記及びその日付 (登記の日付)
権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転		
権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	居住権設定		
2	賃借権設定		
3	1 管理権移転		
登記官			
※ 下線のあるものは特殊事項であることを示す。 整理番号 (1 / 1) 1 / 1			



導入する設備は既存設備の設置場所に設置してください。新たに事業活動を開始する新築・新設の事業所へ導入する設備は補助対象外です。但し、既存の事業所を移設する際に既設の設備を更新する場合は対象とします。

[添付6] 省エネルギー量計算書		※提出必須	自由書式	又は	指定
[添付7] 省エネルギー量計算根拠		※提出必須			

近日公開予定

【添付8】経営力向上計画に係る認定申請書および認定書の写し

定型

※ 公募要領P.10及び公募要領P.35に記載の評価項目「中小企業等経営強化法第17条第1項に基づき認定(第18条第1項に基づく変更の認定を含む。)を受けた「経営力向上計画」に記載された事業」に該当する場合に、1申請につき1部提出する書類です。

中小企業等経営強化法では、事業分野別に経営力向上に関する指針が定められており、中小企業者等は指針に沿って「経営力向上計画」を策定し、各省庁に申請し認定を受けることができます。

・経営力向上計画について(計画策定にあたっては中小企業庁のHPを十分ご確認ください)

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/>

・事業分野別指針について

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/kihonhoushin.html>

・事業分野と提出先

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/download/jiigyouteisyutu.xlsx>

➤ 認定を受けた経営力向上計画に係る認定申請書の別紙「6 経営力向上の内容」に下記の事業分野において事業分野別指針における「省エネ」の記載がすべてある場合(下表参照)、省エネルギー取り組みを実施する事業として評価をいたします。該当する場合には、実施計画書「1-1. 申請総括表」で中小企業等経営強化法の認定事業を「該当」とし、経営力向上計画に係る認定申請書および、認定書(いずれも写し)を添付してください。

➤ 経営力向上計画は、申請から認定までに通常30日程度の期間を要するため、これから申請を実施する場合には、十分に余裕を持って申請してください。仮に、本補助金の申請までに認定書の提出が間に合わない場合には、経営力向上計画に係る認定申請書の写しを提出し、認定書が交付され次第、速やかに提出してください。

・経営力向上計画について(経営力向上計画相談窓口) 中小企業庁 事業環境部 企画課

TEL: 03-3501-1957(平日9:30-12:00, 13:00-17:00)

※ 経営力向上計画制度・手続全般に関する問い合わせ窓口になりますので、個別の申請に対する認定の可否や、審査の状況に関しては、各省庁の申請窓口にご直接お問い合わせください。本補助金の手続等に関しては、HPTCJにお問い合わせください。

【中小企業等経営強化法 事業分野別指針における「省エネ」の記載について】

事業分野別指針の該当箇所	
製造業	・第3の2の一のハ「省エネルギーの推進に関する事項」
卸売業	・第3の2の一のロの(1)の(ii)「設備の省エネルギー及び省電力化の推進」 ・経営力向上の内容に関する事項「省エネルギー設備又はロボットの導入」
小売業	・第3の2の二の一のロの(2)の(ii)の(ロ)「エネルギーコストの最適化(省エネルギーの取組の推進)」
外食・中食産業	・第2の4の二「<コストの把握・削減に関する事項>」⑩、「<IT投資・設備投資・省エネルギー投資に関する事項>」⑪
旅館業	・第3の2の二の木「IT投資・設備投資・省エネルギー投資に関する事項」⑤、⑥、⑦、⑧
医療分野	・第3の2の表中「IT投資・設備投資及び省エネルギー投資に関する事項」
貨物自動車運送業	・第2の2の二のハ「省エネルギーの推進に関する事項」 ・第2の2の二の表中「省エネルギーの推進に関する事項」
船舶産業	・第3の2のイ「製品・サービスの力(製品の高性能化・引渡し後のサービス向上)」1ポツ目 ・第3の2のハ「造る力(生産効率・品質の向上)」6ポツ目
自動車整備業	・第2の2の一の二の(1)「設備投資に関する事項」 ・第2の2の一の木「省エネルギーの推進に関する事項」
建設業	・第3の1の六のロ「環境負荷軽減に配慮した事業の展開」
電気通信分野	・第2の2の一のハ「省エネ・共同調達等によるコスト削減」
不動産業分野	・第3の5の一「施設の運用コストの低減」
地上基幹放送分野	・第2の2の一のハ「省エネ・共同調達等によるコスト削減等」
石油卸売業・燃料小売業	・第3の1の六のイ「高性能な設備の導入」
旅客自動車運送事業分野	・第2の2の一の二の(2)「設備投資」 ・第2の2の一の木「省エネルギーの推進に関する事項」 ・第2の2の二の表中「省エネルギーの推進に関する事項」
職業紹介事業・労働者派遣事業分野	・第3の4の(4)「省エネルギーの推進によるコストの低減」
学習塾業分野	・第3の1の二「設備投資・IT投資に関する事項」
農業分野	・第2の4の四「環境に配慮した農業生産に係る事項」における省エネルギー技術

中小企業等経営強化法では、事業分野別に経営力向上に関する指針が定められており、中小企業者等は指針に沿って「経営力向上計画」を策定し、各省庁に申請し認定を受けることができます。

sample

様式第 1

認定申請書

経営力向上計画に係る認定申請書

〇〇〇〇年 〇月 〇〇日

主務大臣名 〇〇〇〇 殿

住 所 東京都〇〇区〇〇丁目〇番〇号

名 称 及 び 〇〇工業株式会社

代表者の氏名 代表取締役 ヒーポン 太郎 殿

中小企業等経営強化法第 17 条第 1 項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

sample

経営力向上計画に係る認定書

認定書

〇〇〇〇 年 〇 月 〇 日

〇〇工業株式会社
ヒーポン 太郎 殿

主務大臣名 〇〇 〇〇

〇年〇月〇日付けをもって別添資料により申請のあった経営力向上計画については、中小企業等経営強化法第17条第6項の規定に基づき認定する

第3章 提出書類の入手・作成

経営力向上計画の作成・申請に当たっては、中小企業庁のHPの「経営力向上計画策定の手引き」等を必ず確認してください。

https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/pdf/tebiki_keieiryoku.pdf

sample

認定申請書

(別紙)

経営力向上計画

1 名称等

事業者^{フリガナ}の氏名又は名称

代表者の役職名及び氏名

資本金又は出資の額 常時使用する従業員の数

法人番号 設立年月日

P.39下表において「省エネ」の記載がある事業分野および事業分野別指針であることを確認してください。

2 事業分野と事業分野別指針名

事業分野

〇〇 運送業

〇〇〇〇 貨物自動車運送業

事業分野別指針名

貨物自動車運送事業分野に係る経営力向上に関する指針

3 実施時期

年

月

～

年

月

本事業に係る実施時期となっていることを確認してください。

4 現状認識

①	自社の事業概要	
②	自社の商品・サービスが対象とする顧客・市場の動向、競合の動向	
③	自社の経営状況	

5 経営力向上の目標及び経営力向上による経営の向上の程度を示す指標

指標の種類	A現状（数値）	B計画終了時の目標（数値）	伸び率 ((B - A) / A) (%)

sample

認定申請書

6 経営力向上の内容

- (1) 現に有する経営資源を利用する取組

有・無
- (2) 他の事業者から取得した又は提供された経営資源を利用する取組

有・無

(3) 具体的な実施事項

	事業分野別指針の該当箇所	事業承継等の種類	実施事項 (具体的な取組を記載)	新事業活動への 該当 (該当する場合は○)
ア	第2の2の一のホ		「省エネルギーの推進に関する事項」 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	
イ	第2の2の二		「省エネルギーの推進に関する事項」 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	
ウ				

P.39下表の事業分野別指針の
該当箇所全ての記載があることを
確認してください。

7 経営力向上を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

8 経営力向上設備等の種類

	実施 事項	取得 年月	利用を想定して いる支援措置	設備等の名称／型式	所在地
1			国A・国B・国C		
2			国A・国B・国C		
3			国A・国B・国C		

	設備等の種類	単価（千円）	数量	金額（千円）	証明書等の文書番号等
1					
2					
3					

- 「8 経営力向上設備等の種類」に、本補助金で申請する設備を記載していない場合であっても、申請は可能です。
- 実際に取得する設備の名称/型式が、「8 経営力向上設備等の種類」の記載内容と相違することとなった場合には、速やかに経営力向上計画相談窓口、又は事業分野ごとの申請窓口へ連絡し、対応してください。

【添付9】 省エネ診断報告書(表紙)の写し

自由書式

※ 公募要領P.35～36に記載の評価項目「2018年度以降に省エネルギー診断を受けた省エネルギー事業」に該当する場合に、1申請につき1部提出する書類です。

平成30年度(2018年度)以降に、以下いずれかの事業による省エネルギー診断を受診した場合は、受診した省エネルギー診断報告書の表紙の写しを提出してください。

- ◆「無料省エネ診断等事業及び診断結果等情報提供事業」
- ◆「エネルギー利用最適化診断事業及び情報提供事業」
- ◆「省エネルギー相談地域プラットフォーム構築事業」
- ◆「地域プラットフォーム構築事業」
- ◆「平成29年度補正予算省エネルギー設備の導入・運用改善による中小企業等の生産性革命促進事業」

提出する表紙にて以下の項目が判別できない場合は、2ページ目以降で記載のあるページも提出してください。

- ① 診断受診企業名
 - ② 診断実施事業者名
 - ③ 診断実施場所
 - ④ 診断実施年月日
 - ⑤ 省エネ診断報告書だということ
 - ⑥ いずれの事業であるかが判断できる文言や、整理番号等(「PF事業者」、「XX年度プラットフォーム事業」の文言や、「整理番号(「F」や「B」から始まる番号)」が記載されていること)
- ※ 事業実施場所と、「③診断実施場所」が一致していることを確認してください。

③

実施場所	〇〇県〇〇市・・・ ▲▲工場
〇〇〇	〇〇〇〇
〇〇〇	〇〇〇〇
〇〇〇	〇〇〇〇
〇〇〇	〇〇〇〇

①

株式会社〇〇製菓 御中

sample

⑥ F〇〇〇〇

⑥

令和2年度 省エネルギー相談地域プラットフォーム構築事業

⑤ 省エネ診断報告書

② PF事業者 : △△環境調査センター

④ 診断実施日 : 令和2年12月15日

⑥

平成29年度
省エネルギー設備の導入・運用改善による
中小企業等の生産性革命促進事業

sample

①

株式会社〇〇工業 様

⑤ 省エネ診断結果の報告書

④ 平成30年11月10日

受 診 事 業 者	事業名	株式会社〇〇工業		顧客多量 の 受 診 番 号	KS- XXXXXXXXXX	
	事業実施 施設名	本社第2工場				
	事業実施 場所 所在地	神奈川県〇〇市〇〇町1-2-3				
	事業実施 名称	株式会社〇〇エネルギーマネジメント		顧客コード	SS 〇〇〇〇	
省 エ ネ 診 断	官民責任者 専門アドバイザー	●● - 〇〇〇〇	フリガナ	●● ●●	氏名	●● ●●
	専門アドバイザー	●● - 〇〇〇〇	フリガナ	●● ●●	氏名	●● ●●
	専門アドバイザー	●● - 〇〇〇〇	フリガナ	●● ●●	氏名	●● ●●
	専門アドバイザー	●● - 〇〇〇〇	フリガナ	●● ●●	氏名	●● ●●
診断実施日		平成30年10月25日	実施時間	9:00	～	17:00

実施説明を何ヶ所か都合のみ以下記入してください

実施説明	実施説明者 専門アドバイザー	●● - 〇〇〇〇	フリガナ	●● ●●	氏名	●● ●●
	実施説明日	平成30年11月24日	実施時間	10:00	～	12:00

【添付10】 中長期計画書の写し

定型

※ 公募要領P.6～9に記載の大企業が「中長期計画書の「ベンチマーク指標の見込み」に記載された2030年度(目標年度)の見込みがベンチマーク目標値を達成する事業者」として申請する場合、1申請につき1部提出する書類です。

大企業が実施計画書「1-1. 申請総括表」で申請要件を「ベンチマーク改善事業」とする場合は、省エネ法に基づき提出する中長期計画書の該当箇所の写しを提出してください。

※ 省エネ法に基づき提出した2020年度(2020年4月から2021年3月までのエネルギー使用量の実績データ)の「中長期計画書の写し」を提出してください。なお、2020年度の「中長期計画書(写し)」がない場合、直近で提出した「中長期計画書の写し(写し)」を提出してください。

【留意事項】

- 設備使用者が複数の場合は、全ての大企業である設備使用者が要件の対象となります。

様式第8（第35条関係）

※受理年月日	
※処理年月日	

省エネ法の中長期計画書(かがみ)

中 長 期 計 画 書

sample

殿

年 月 日

住 所
法人名
法人番号
代表者の役職名
代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化等に関する法律第15条第1項、第26条第1項又は第37条第1項の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 特定事業者、特定連鎖化事業者又は認定管理統括事業者の名称等

特定事業者番号、特定連鎖化事業者番号又は認定管理統括事業者番号					
事業者の名称					
主たる事務所の所在地	〒				
主たる事業					
細分類番号					
エネルギー管理統括者の 職名・氏名	職名 氏名				
エネルギー管理企画推進者の 職名・氏名・勤務地・連絡先	職名 氏名 エネルギー管理士免状番号又は講習修了番号 勤務地 〒 電話（ — — ） FAX（ — — ） メールアドレス				

第3章 提出書類の入手・作成

中長期計画書の「ベンチマーク指標の見込み」に記載された2030年度(目標年度)の数値がベンチマーク目標値(P.46参照)を超えていることを確認し、区分および2030年度(目標年度)数値をマーキングして提出してください。

II 計画内容及びエネルギー使用合理化期待効果

1. 前年度のエネルギー使用量等

エネルギー使用量
(原油換算 k1)

省エネ法の中長期計画書(2枚目)

区分	対象となる事業の名称 (セクター)	ベンチマーク指標の状況 (単位)	対象事業のエネルギー 使用量 (原油換算 k1)

2. ベンチマーク

大企業はSクラス、Aクラスもしくは
中長期計画書の「ベンチマーク指標の見込み」に記載された2030年度(目標年度)の
見込みがベンチマーク目標値(P.46参照)を達成することが必須です。

区分	ベンチマーク指標の見込み (単位)					
	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	目標年度 2030 年度
1 A	1.0(k1/t)	0.95(k1/t)	0.95(k1/t)	0.90(k1/t)	0.90(k1/t)	0.5(k1/t)

3. 計画内容及びエネルギー使用合理化期待効果

内容	中長期計画 作成指針	該当する 工場等	着手時期 完了時期	エネルギー使用 合理化期待効果 (原油換算 k1/ 年)	ベンチ マーク 対象	新規 追加
高効率ポンプ導入	〇〇向け	A 工場	20xx 年 x 月 20xx 年 x 月	〇〇k1/年	〇〇	
コンプレッサー導入工 事	〇〇向け	B 工場	2021 年 10 月 2022 年 1 月	〇〇k1/年	〇〇	
合計				k1		
	うちベンチマーク指標対象 範囲の期待効果			k1		
原単位削減期待効果				%		
	うちベンチマーク指標対象 範囲の期待効果			%		

大企業はSクラス、Aクラスもしくは2030年度のベンチマーク指標が下表の目標を超える必要があります。

【ベンチマーク対象業種一覧】(令和3年度4月1日施行)

区分	事業	ベンチマーク指標(要約)		ベンチマーク目標
1A	高炉による製鉄業	粗鋼生産量当たりのエネルギー使用量		0.531kℓ／t以下
1B	電炉による普通鋼製造業	炉外製錬工程通過の有無を補正した上工程の原単位(粗鋼量当たりのエネルギー使用量)と製造品種の違いを補正した下工程の原単位(圧延量当たりのエネルギー使用量)の和		0.150kℓ／t以下
1C	電炉による特殊鋼製造業	炉容量の違いを補正した上工程の原単位(粗鋼量当たりのエネルギー使用量)と一部工程のエネルギー使用量を控除した下工程の原単位(出荷量当たりのエネルギー使用量)の和		0.360kℓ／t以下
2	電力供給業	火力発電効率 A 指標 火力発電効率 B 指標		A指標:1.00以上 B指標:44.3%以上
3	セメント製造業	原料工程、焼成工程、仕上げ工程、出荷工程等それぞれの工程における生産量(出荷量)当たりのエネルギー使用量の和		3,739MJ／t以下
4A	洋紙製造業	洋紙製造工程の洋紙生産量当たりのエネルギー使用量	6,626MJ／t以下 再エネ使用率 72%未満：－23,664×(再エネ使用率)＋23,664MJ/t以下 再エネ使用率 72%以上：6,626 MJ/t以下	
4B	板紙製造業	製造品種の違いを補正した板紙製造工程の板紙生産量当たりのエネルギー使用量		4,944MJ／t以下
5	石油精製業	石油精製工程の標準エネルギー使用量(当該工程に含まれる装置ごとの通油量に適切であると認められる係数を乗じた値の和)当たりのエネルギー使用量		0.876以下
6A	石油化学系基礎製品製造業	エチレン等製造設備におけるエチレン等の生産量当たりのエネルギー使用量		11.9GJ／t以下
6B	ソーダ工業	電解工程の電解槽払出カセイソーダ重量当たりのエネルギー使用量と濃縮工程の液体カセイソーダ重量当たりの蒸気使用熱量の和		3.22GJ／t以下
7A	通常コンビニエンスストア業	当該事業を行っている店舗における電気使用量の合計量を当該店舗の売上高の合計にて除した値		707kWh／百万円以下
7B	小型コンビニエンスストア業			308kWh／百万円以下
8	ホテル業	当該事業を行っているホテルのエネルギー使用量を当該ホテルと同じ規模、サービス、稼働状況のホテルの平均的なエネルギー使用量で除した値		0.723以下
9	百貨店業	当該事業を行っている百貨店のエネルギー使用量を当該百貨店と同じ規模、売上高の百貨店の平均的なエネルギー使用量で除した値		0.792以下
10	食料品スーパー業	当該事業を行っている店舗のエネルギー使用量を当該店舗と同じ規模、稼働状況、設備状況の店舗の平均的なエネルギー使用量で除した値		0.799以下
11	ショッピングセンター業	当該事業を行っている施設におけるエネルギー使用量を延床面積にて除した値		0.0305kl/mi以下
12	貸事務所業	当該事業を行っている事業所における延床面積あたりのエネルギー使用量を面積区分ごとに定める基準値で除した値		1.00以下
13	大学	当該事業を行っているキャンパスにおける当該事業のエネルギー使用量を、当該キャンパスと同じ学部構成の大学の平均的なエネルギー使用量にて除した値		0.555以下
14	パチンコホール業	当該事業を行っている店舗におけるエネルギー使用量を当該パチンコホールと同じ規模、遊技機台数、年間営業時間のパチンコホールの平均的なエネルギー使用量にて除した値		0.695以下

【添付11】対象設備に関するリース契約書案
【添付12】対象設備に関するリース料計算書

指定

※ リース事業者と共同申請する場合に作成、提出してください。
HPTCJフォーマット「添付11 対象設備に関するリース契約書案」、及び「添付12 対象設備に関するリース料計算書」をダウンロードし、必要事項を入力して作成します。
※ 作成方法については、HPTCJフォーマット内「記入例」シートを参照してください。

●対象設備に関するリース契約書案 例

記入例

リース契約内容申告書

※記入日: 2022 年 〇 月 〇 日
申請番号: BAA21-01-100000 (1/2)

※リース事業者と共同申請する場合は、両者に提出してください。
※リース事業者と共同申請する場合は、両者に提出してください。

リース事業者: OOOリース株式会社
リース物件: 業務用PC
リース期間: 1 年
リース料: 1 円

リース料計算書

リース料: 1 円

リース料計算書

リース料: 1 円

●対象設備に関するリース料計算書 例

リース料計算書

※記入日: 2022 年 〇 月 〇 日
申請番号: BAA21-01-100000 (1/2)

リース事業者: OOOリース株式会社
リース物件: 業務用PC
リース期間: 1 年
リース料: 1 円

リース料計算書

リース料: 1 円

リース料計算書

リース料: 1 円

【添付13】ESCO契約書案
【添付14】ESCO料金計算書

自由書式

※ ESCO事業者と共同申請する場合に作成、提出してください。

- HPTCJフォーマットの提供はありません。
- ESCOを利用する場合の注意事項については、公募要領P.11【共同申請に該当する申請】－「導入する補助対象設備の所有者と使用者が異なる場合」－「(1)ESCOを利用する場合」を参照してください。
- 地方公共団体等が実施する公募型ESCO事業の場合は以下の資料の写しを添付してください。
 - ① 提案募集要項(地方公共団体作成)
 - ② コンペ等への参加表明書がみ
 - ③ 審査結果通知、審査結果が公表されているもの(ホームページ等)
 - ④ グループ構成表
 - ⑤ ESCO契約に関する保証書、覚書

※ 公募によって書類の名称が一致しないため、内容が該当するものを提出すること。

【添付15】 商業用ビル等の場合の証憑

自由書式

店子が設備を使用する場合は、店子との契約書等の写しを提出してください。
申請者が店子(A)であり、かつそのエネルギー管理単位の管理下に他のエネルギー使用者(B、C…)を含む場合は、店子(A)と他のエネルギー使用者(B、C…)との契約書等の写し及び建築物の所有者からの「添付16 設備設置承諾書」を提出してください。

【添付16】 設備設置承諾書

指定

店子が申請する等、申請者以外が所有する建物、土地等に設備を設置する場合、当該所有者に設備設置の承諾を得たことを示す「設備設置承諾書」を提出してください。

- HPTCJフォーマット「添付16 設備設置承諾書」をダウンロードし、必要事項を入力して作成します。
※ 作成方法については、HPTCJフォーマット内「入力方法」シートを参照してください。
- 所有者の押印が必要です。建物の所有者が複数の場合は、全ての所有者分の「設備設置承諾書」を用意し、それぞれ押印を取得してください。
※ 押印をしない場合は、社内決裁ルールや社内規約等を提出してください。
- 設備設置承諾書の提出が必要となる具体的な例は、下表の通りです。なお、下表にない場合でもHPTCJから提出を求める場合がありますので、予めご了承ください。

提出が必要な具体例(一例)			備考
①	建物所有者名	ヒーボン花子	建物所有者名と設備使用者名が異なる。 (店子が設備所有し、申請する場合等)
	設備使用者名	〇〇株式会社	
②	建物所有者名	ヒーボン太郎	設備使用者(法人)の代表者と建物所有者は一致。 しかし、建物所有者名と設備使用者名が異なる。
	設備使用者名	〇〇株式会社	
	設備使用者代表者名	ヒーボン太郎	
③	建物所有者名	△△ホールディングス株式会社 (△△精密工業の親会社)	設備使用者の親会社が、建物所有者。 このため、建物所有者名と設備使用者名が異なる。
	設備使用者名	△△精密工業株式会社	

● 設備設置承諾書 例

設備設置承諾書

2022 年 月 日

一般財団法人 ヒートポンプ・蓄熱センター
理事長 小 宮 山 宏 展

住 所
会社名
代表者名

「第16条」エネルギー投資促進支援事業費補助金交付規程第9条、第24条及び第25条の規定により財産処分の際の承認を受け、一般財団法人ヒートポンプ・蓄熱センターの承認なしに財産処分できない設備が、下記のとおり設置されること、また導入設備が指定財産には該当せず、申請者の所有となることを承諾します。

記

1. 建物の所在地および名称
「1-1申請総括表」事業実施場所の通り。

2. 設備の設置者
「様式第1交付申請書」申請者の通り。

3. 補助事業の名称
「1-1申請総括表」補助事業名の通り。

4. 設置される設備の概要
「1-2導入設備一覧」の通り。

5. 設備の処分期限
「1-3施設区分表」の通り。

※ 申請書及び承諾書が本表のコピーを転写すること。

• 建物の所有者情報(「住所」、「名称(会社名等)」、及び「代表者名」)を入力してください。
• 個人所有の場合は、「名称」は空白とし、「代表者名」に所有者名を入力してください。

• 建物所有者の押印に押印を頂くか、押印をしない場合は、社内決裁ルールや社内規約等を提出してください。

• 承諾者に応じて、「当社は」、又は「私は」を選択してください。

• 所有者が複数の場合は、それぞれの所有者に「設備設置承諾書」の作成を依頼してください。

48

[添付17] 事業実施に関連する事項	指定
実施計画書「1-1-3. 事業実施に関連する事項」のいずれかで「有り」とした場合、その詳細を記入してください。	
「実施計画書 1 - 1 - 3」で当てはまる場合に作成必要。該当しない場合は作成不要 事業実施に関連する事項 (1) 他の補助金との関係 ※当該事業と直接あるいは間接に関係する他の補助金等を受けている又は受ける予定（申請中も含む）がある場合は、その補助金の内容を記載のこと。 ※記載する補助金の内容については、国や民間・団体などに関わらず、具体的に交付元・工事内容・金額などを記載すること。（申請中でも必ず記載すること） (2) 過去の補助金との関係 今回の工事が影響する範囲に、過去に国からの補助金（負担金、利子補給並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる補助金及び同項第2号に掲げる資金を含む。）の交付を受けている場合には、当該事業との関係を記述すること。 ※補助事業名、交付時期、対象範囲を記載のこと。 ※必要であれば、別紙を添付すること。 (3) 許認可、権利関係等事業実施の前提となる事項 ①本事業：事業実施にあたって許認可（届出）、権利使用（又は取得）の必要なものについて、その所得状況及び見通しを記載のこと。 ②申請者：申請者が国、自治体からすでに受けている許認可について全て記載のこと。 (4) その他事実上問題となる事項 ※事実上問題となる事項があれば、その内容と解決の見通しを記載のこと。	

[添付18] 設備の製品カタログ	自由書式
------------------	------

※ 既存設備のメーカーカタログ又はメーカー発行の仕様書は必ず提出してください。

以下の説明に従って、既存設備、導入予定設備の製品カタログ(又はメーカー発行の仕様書)を提出してください。

- 既存設備
既存設備のカタログ(又はメーカー発行の仕様書)を入手・提出してください。
- 導入予定設備
導入予定設備を登録する際に「型番マスタ」に登録されていない型番を選択した場合は、販売事業者やメーカーから入手した製品カタログ(又はメーカー発行の仕様書)を提出してください。
※「型番マスタ」に登録されている型番を選択した場合は、原則、導入予定設備の製品カタログの添付は不要です。

【添付19】令和2年定期報告書「特定第4表」の写し

定型

大企業のうち、省エネ法の事業者クラス分け評価制度で『Aクラス』に該当する事業者として申請する場合は、令和2年定期報告書「特定第4表 事業者の過去5年度間のエネルギーの使用に係る原単位及び電気需要平準化評価原単位の変化状況」の写しを提出してください。なお、**定期報告書の表紙も併せて提出してください。**

※「ベンチマーク目標値を達成する事業者」として[添付10 中長期計画書の写し]を提出する場合は、本書類の提出は不要です。

- 定期報告書「特定第4表 事業者の過去5年度間のエネルギーの使用に係る原単位及び電気需要平準化評価原単位の変化状況」

(5)特定－第4表

事業者の過去5年度間のエネルギーの使用に係る原単位及び電気需要平準化評価原単位の変化状況

1 エネルギーの使用に係る原単位

	年度	年度	年度	年度	年度	5年度間平均原単位変化
エネルギーの使用に係る原単位						
対前年度比(%)		㊦-1	㊧-1	㊨-1	㊩-1	
連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用に係る原単位						
対前年度比(%)		㊦-2	㊧-2	㊨-2	㊩-2	

備考 特定－第3表1－1、1－2において事業分類ごとのエネルギーの使用に係る原単位の対前年度比の寄与度から「事業者全体のエネルギーの使用に係る原単位の対前年度比(%) (㊦-1)、(㊦-2)」を求めた場合は、対前年度比(%)のみ記入する。

2 電気需要平準化評価原単位

	年度	年度	年度	年度	年度	5年度間平均原単位変化
電気需要平準化評価原単位						
対前年度比(%)		㊦'-1	㊧'-1	㊨'-1	㊩'-1	
連携省エネルギー措置を踏まえた電気需要平準化評価原単位						
対前年度比(%)		㊦'-2	㊧'-2	㊨'-2	㊩'-2	

備考 特定－第3表2－1、2－2において事業分類ごとの電気需要平準化評価原単位の対前年度比の寄与度から「事業者全体の電気需要平準化評価原単位の対前年度比(%) (㊦'-1)、(㊦'-2)」を求めた場合は、対前年度比(%)のみ記入する。

その他事項について

＜参考＞ 着工前写真の撮影 ※交付決定前に設備を撤去する場合

交付決定前に既存設備の事前撤去を行いたい場合は、置き換える既存設備が示せる写真及び図面を準備しておく必要があります。撮影した写真は、交付決定後にHPTCJに提出します。

※ **撤去工事以外の着工は、必ず交付決定日以降に実施してください。**

着工前写真撮影にあたっての注意事項

- 公募開始前の撤去ではないことを示す証憑として、申請書番号(RE-2021-●●●●)をA3用紙等に印刷したものを、既存設備と共に撮影してください。
※ 「申請書番号」とはHPTCJにて発行する「RE-2021-●●●●」から始まる英数字です。
jGrantsで申請後、HPTCJよりメールにてご連絡します。
- 設備が設置してあることが分かるように、既存設備の全体を撮影してください。その際、1枚の写真に複数設備をまとめて撮影しても構いません。
- 写真は撮影位置を判別するための目印となるような周囲の建築物、柱、設備等(事業前後の比較にも使用できるように、工事で変化しないものが望ましい)を1枚の写真の中に写しこむようにしてください。
- 着工前写真のまとめ方例を参照し、写真に写した既存設備と旧設備図面の整合を取ってください。
 - ✓ 旧設備図面の全体像(複数枚可)がわかるように撮影されていること。
 - ✓ 階(フロア)ごと、部屋ごと、設置場所ごと等に撮影されていること。
 - ✓ どこから撮影したかが図面内で示されていること。
- 機器型番・製造番号等の銘板のあるものは、銘板単体でも撮影してください。
※ 銘板写真には申請書番号を写しこむ必要はありません。
※ 銘板がなく、設備に機器型番が刻印されている場合は刻印部分も撮影すること。
- 既存設備の撤去後は撮影できなくなるため、必要な写真の撮り残しをしないようにしてください。
- 申請書番号や銘板の文字等が見えるよう、写真の撮り方や解像度等を工夫し、第三者が文字等を識別できる写真にしてください。
※ 見えない、読めない等の不明確な部分は、補助対象外となることがあるので留意してください。

撮影した写真のまとめ方

撮影した写真は、着工前写真のまとめ方例を参考に旧設備図面(撮影位置・方向を記載し、撮影したものが特定できるよう番号等を付与)と共にデータ管理をお願いします。

※ 撮影した写真データは交付決定後、HPTCJに提出していただくことになります。

着工前写真のまとめ方例

A4用紙1枚当たり写真2～4枚を貼り付けし、**写真横に撮影した写真の説明文を入力ください。**
撮影したものが特定できるように旧設備図面(平面図など)に番号、記号等を付与し添付してください。

全体写真

写真① ※新旧設備の設置場所が同じの場合

設置場所の目印となるものを入れてください。

申請書番号

写真①

- ヒートポンプ No.1、No.2
- 設置予定位置
- 撤去予定既存ヒートポンプ
- 図面番号 123-456

申請書番号[RE-2021-●●●●●]をA3用紙等に印刷したものを、設置予定場所と共に撮影してください。

※ 文字が見えるよう、撮り方を工夫してください。

※ **PC編集による番号の記載は認められません。**

写真② ※新旧設備の設置場所が異なる場合

設置場所の目印となるものを入れてください。

申請書番号

写真②

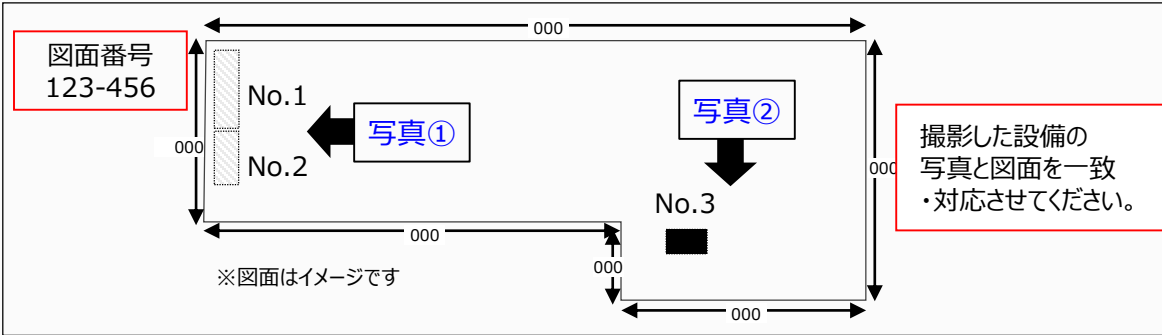
- ヒートポンプ No.3
- 設置予定位置
- 撤去予定既存ヒートポンプ
- 図面番号 123-456

設備予定場所をPCで図形を上書きする等でわかりやすく示してください。

撤去対象の旧設備も撮影してください。

※ 更新設備の設置場所が違う場合は、その設置予定場所も撮影してください。

旧設備図面



お問い合わせ・相談・連絡窓口

一般財団法人 ヒートポンプ・蓄熱センター
省エネルギー投資促進支援事業費補助金

補助金申請に関するお問い合わせ窓口

TEL : 03-6661-1421

受付時間 : 10:00～11:30、12:30～17:00
(土曜、日曜、祝日、8/16を除く)

ホームページ <https://hptcj-portal.com>